

平成22年度

包括外部監査結果報告書

「県税の賦課徴収事務について」

徳島県包括外部監査人

元井信介

第1章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件の名称（テーマ）	1
3 監査を実施した期間	1
4 監査従事者	1
5 利害関係	1
6 監査テーマ選定の理由	1
7 監査の着眼点	2
8 主な監査手続	2
第2章 県税の概要	3
1 徳島県の歳入の状況	3
2 歳入の年度別推移	4
3 県税の状況	4
4 県税の年度別推移	5
5 税金の種類	6
6 税に関する組織の状況	7
第3章 監査の結果及び意見	9
【個人県民税】	9
【法人県民税・法人事業税】	20
【県民税利子割】	37
【県民税配当割】	39
【県民税株式等譲渡所得割】	41
【個人事業税】	43
【不動産取得税】	49
【地方消費税】	54
【県たばこ税】	56
【ゴルフ場利用税】	58
【自動車取得税・自動車税】	62
【軽油引取税】	80

【鉦区税】	86
【狩猟税】	88
【徴税手続】	90
第4章 監査意見の総括及び指摘・意見の一覧表.....	101

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

① 監査対象

県税の賦課徴収事務について

② 監査対象機関

税務課、市町村課、東部県税局、南部総合県民局及び西部総合県民局

③ 監査の対象とした期間

平成21年度。ただし、必要に応じて平成20年度以前及び平成22年度も監査の対象とした。

3 監査を実施した期間

平成22年5月31日から平成23年3月2日まで

4 監査従事者

① 包括外部監査人

弁護士 元井 信介

② 包括外部監査人補助者

弁護士 山本 啓司

公認会計士 井関 勝令

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

近年、徳島県の財政は厳しい状況が続いているところ、県政の円滑な推進にあた

り、税収の確保が重要な課題となっている。他方で、税の賦課及び徴収は県民の日々の生活に直接の影響を及ぼす作用であり、これが適法に行われるべきであることはいうまでもない。そして、賦課徴収手続が適正、適法になされることが、県民の税務行政に対する信頼を高め、ひいては、今後の県税の徴収率の改善、向上につながることもなる。

したがって、県税の賦課徴収事務について外部監査人の視点から検討を加えることが、県財政の改善にとっても有用であると考え、テーマとして選定した。

7 監査の着眼点

- ① 税の賦課に関する事務手続が、関係法令等に準拠して適正適法になされているか。
- ② 税の賦課が、効率的に行われているか。
- ③ 税の賦課が、網羅的かつ公平に行われているか。
- ④ 税の徴収に関する事務手続が、関係法令等に準拠して適正適法になされているか。
- ⑤ 税の徴収が、効率的に行われているか。
- ⑥ 税の徴収が、網羅的かつ公平に行われているか。

8 主な監査手続

それぞれの担当者へのヒアリングを行い、また関係する文書、資料を取り寄せ、これらを精査、分析した。

また、必要に応じて県税局等の現場を視察し、現地にて担当者へのヒアリングを行い、関係する文書、資料を精査し、分析した。

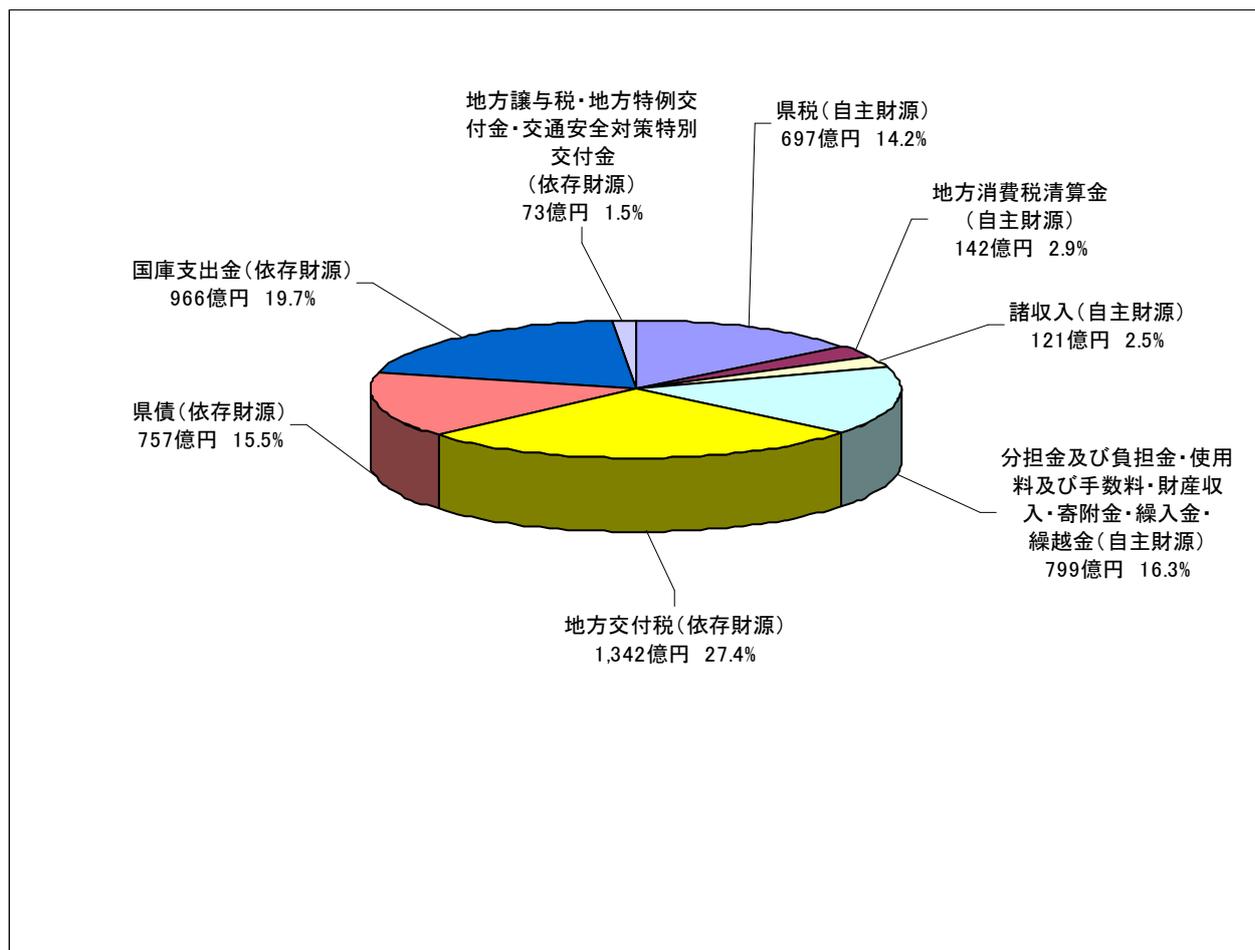
これらの結果を整理、検討し、報告書を作成した。

第2章 県税の概要

1 徳島県の歳入の状況

平成21年度の一般会計の歳入決算額は4901億513万円で、前年度と比べると6.9%の増となっているが、その要因としては、国庫支出金、県債、地方譲与税などが増加したことがあげられる。

歳入決算額の構成比については、地方交付税が最も多く27.4%を占め、次いで国庫支出金19.7%、県債15.5%、県税14.2%、繰入金13.1%となっている。そして、国等にその調達を依存する地方交付税、国庫支出金、県債などの依存財源は64.1%（3139億6785万円）であり、県が自主的に調達する県税、繰入金などの自主財源は35.9%（1761億3728万円）と前年度に比べて5.6ポイント減少している。



2 歳入の年度別推移

一般会計の歳入の年度別推移は次のとおりである。

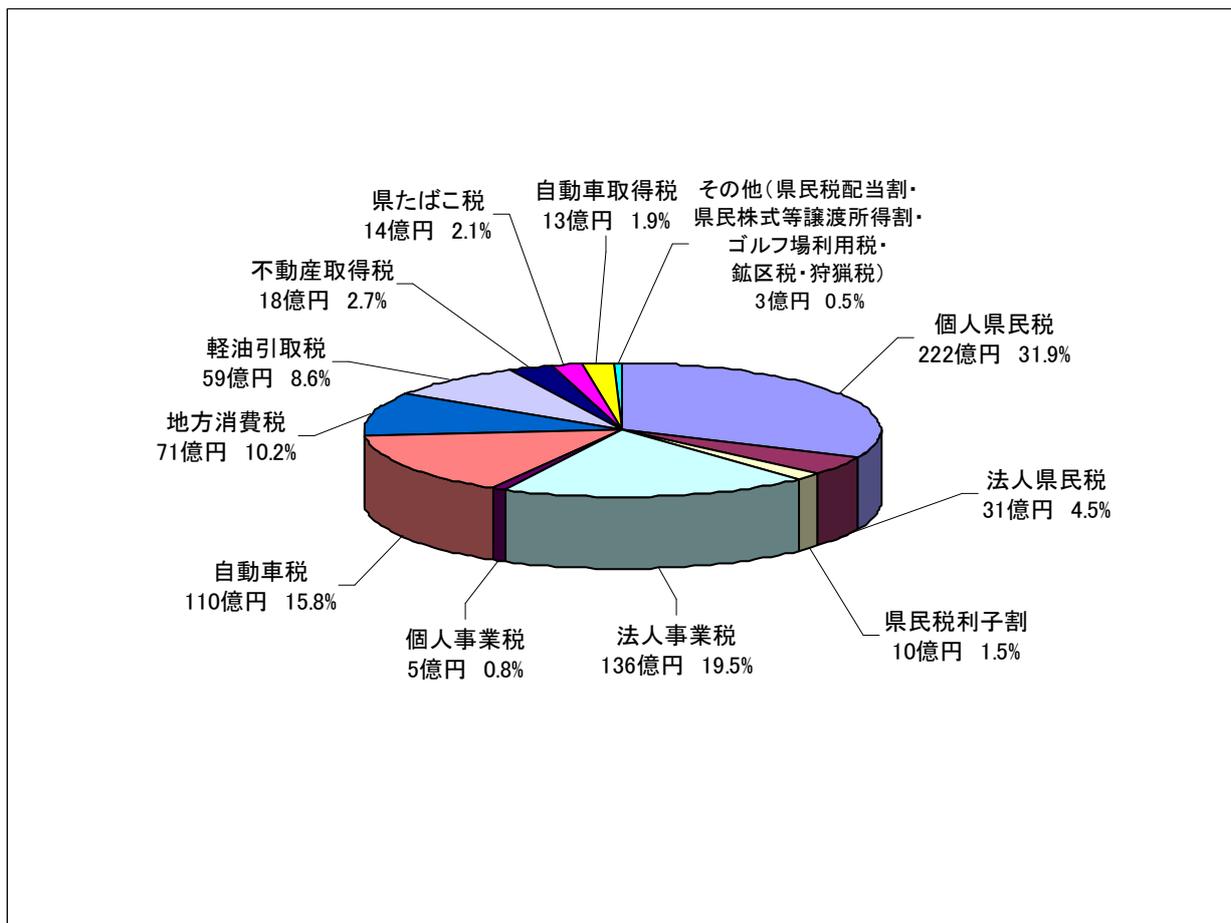
(単位 千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
県税	78,002,101	77,880,283	86,169,259	81,156,719	69,740,249
地方消費税清算金	15,109,661	15,224,213	14,963,893	13,878,568	14,251,617
地方譲与税	6,651,792	15,667,668	2,291,098	2,092,371	6,067,000
地方特例交付金	5,207,943	226,110	757,974	1,420,325	912,811
地方交付税	141,523,156	142,823,361	146,569,928	145,829,263	134,202,965
交通安全対策特別交付金	352,238	371,296	368,752	336,533	339,076
分担金及び負担金	3,793,702	3,787,414	2,587,267	2,329,473	1,920,751
使用料及び手数料	7,554,973	6,296,595	6,098,600	5,942,519	6,060,079
国庫支出金	84,971,294	66,618,070	57,486,297	61,888,484	96,680,997
財産収入	1,649,789	914,673	967,798	1,022,286	1,427,808
寄附金	594,340	229,481	289,706	489,597	177,006
繰入金	76,063,017	77,540,631	74,156,756	61,331,420	64,064,170
繰越金	17,458,571	20,545,111	11,529,801	12,428,635	6,298,919
諸収入	14,732,689	14,079,019	12,983,583	11,661,633	12,196,683
県債	80,148,000	71,304,000	63,345,000	56,557,700	75,765,000
合計	533,813,272	513,507,930	480,565,714	458,365,531	490,105,137

3 県税の状況

平成 21 年度の県税は 697 億 4024 万円で、前年度と比べると 14.1% の減となっているが、その要因としては、法人事業税、法人県民税、自動車取得税などが減少したことがあげられる。

県税の構成比については、個人県民税が最も多く 31.9% を占め、次いで法人事業税 19.5%、自動車税 15.8%、地方消費税 10.2% となっている。



4 県税の年度別推移

県税の年度別推移の状況は次のとおりである。

(単位 千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
県民税	18,068,079	18,752,955	28,766,460	28,235,512	26,444,627
個人	11,949,284	13,108,916	22,802,727	22,800,452	22,263,912
法人	4,947,254	4,725,015	4,799,460	4,292,556	3,162,794
利子割	1,171,539	919,024	1,164,271	1,142,503	1,017,920
事業税	25,646,675	25,084,503	24,916,626	22,407,253	14,145,986
個人	616,652	603,195	594,736	595,829	540,181
法人	25,030,023	24,481,308	24,321,889	21,811,424	13,605,805
地方消費税	8,127,807	8,144,781	7,848,581	7,697,019	7,131,361

譲渡割	7,508,834	7,436,663	7,067,701	6,703,244	6,345,285
貨物割	618,972	708,117	780,879	993,775	786,076
不動産取得税	2,258,172	2,500,579	2,006,650	1,756,431	1,857,920
県たばこ税	1,682,124	1,690,505	1,661,545	1,553,144	1,468,982
ゴルフ場利用税	343,214	340,217	340,233	343,483	345,139
自動車取得税	2,393,305	2,366,488	2,170,504	1,945,784	1,310,892
軽油引取税	7,611,631	7,340,772	6,921,863	5,969,624	5,989,351
自動車税	11,830,543	11,619,479	11,503,691	11,217,417	11,016,229
鉦区税	1,588	1,554	1,508	1,499	1,497
狩猟税	38,890	38,351	31,587	29,502	28,260
旧法による税	68	95	5	44	—
料理飲食等消費税	10	50	—	44	—
特別地方消費税	58	45	5	—	—
合計	78,002,101	77,880,283	86,169,259	81,156,719	69,740,249

5 税金の種類

① 納める方法による分類

直接税・・・税金を負担する人が直接国や県などに納める税金

間接税・・・税金を負担する人とそれを納める人が異なる税金

② 使いみちによる分類

普通税・・・使いみちが特定されていない税金

目的税・・・使いみちが特定されている税金

③ 県税の分類

普通税
直接税
県民税（個人県民税、法人県民税、県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割）

		事業税（個人事業税、法人事業税）
		不動産取得税
		自動車取得税
		自動車税
		鉦区税
	間接税	
		地方消費税
		県たばこ税
		ゴルフ場利用税
		軽油引取税
	目的税	
		直接税
		狩猟税

6 税に関する組織の状況

税に関する所管・組織図は次のとおりである。

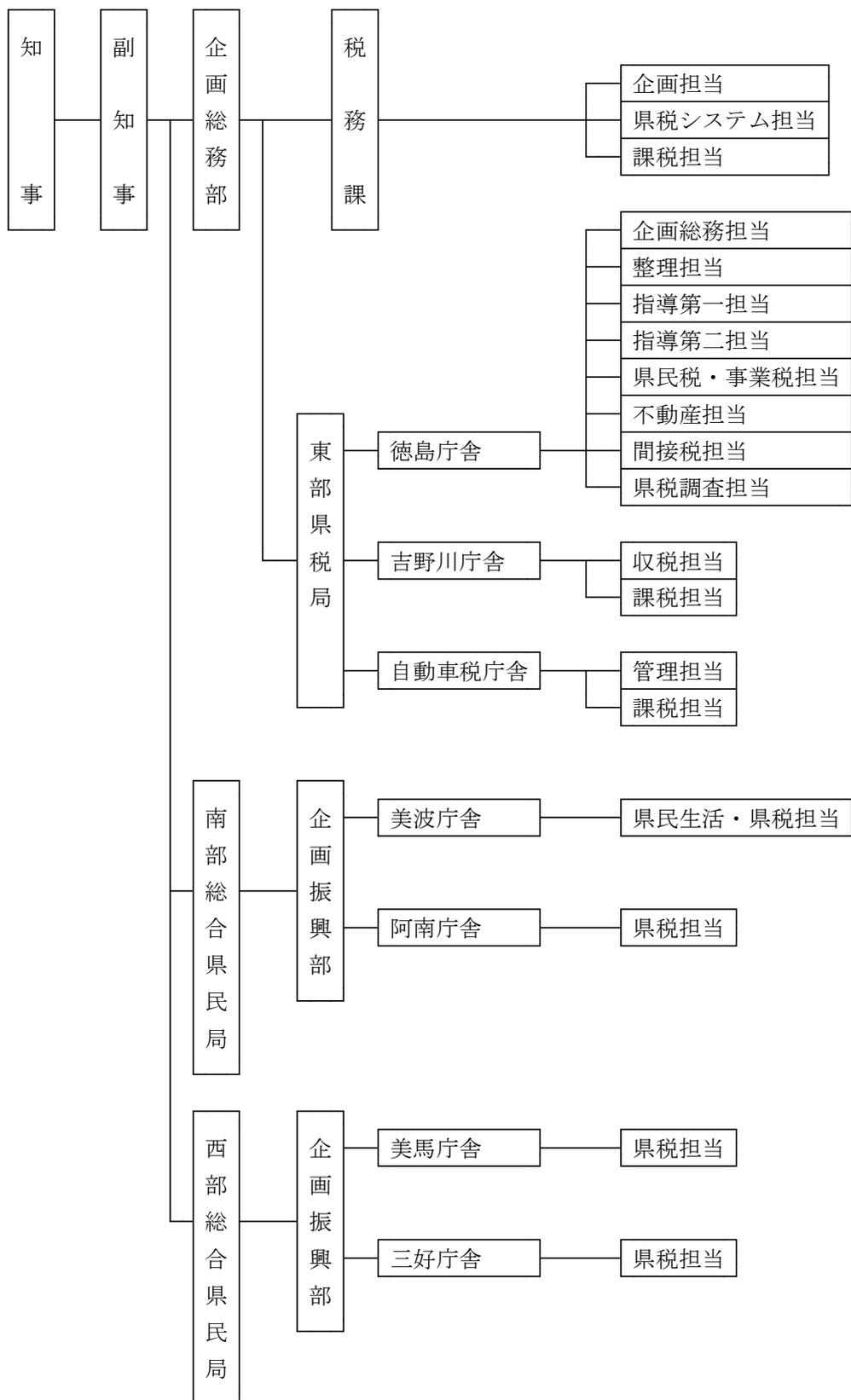
東部県税局の所管区域

局・庁舎	所管区域
東部県税局徳島庁舎	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡
東部県税局吉野川庁舎	吉野川市、阿波市
東部県税局自動車税庁舎	県下全域

総合県民局の所管区域

局	所管区域
南部総合県民局	阿南市、那賀郡、海部郡
西部総合県民局	美馬市、三好市、美馬郡、三好郡

税に関する組織図



第3章 監査の結果及び意見

【個人県民税】

第1 個人県民税の概要

県内に住所がある個人にかかる税金であり、個人県民税と個人市町村民税をあわせて「個人の住民税」と呼ばれている。住民税は市町村で賦課徴収されたあと、県民税分は各市町村から県に払い込まれる。納税の方法には、普通徴収（主に個人事業主）と特別徴収（給与所得者、年金所得者）があり、いずれも前年の所得をもとに市町村が徴収し、県民税分が報告書とともに県に払い込まれる。個人県民税は、均等割（所得の多寡にかかわらず均等の額によって課される税金）と所得割（所得に対して課される税金）がある。

1 納税義務者

- ① 県内に住所を有する個人・・・均等割、所得割
- ② 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの・・・均等割

2 非課税

- ① 均等割と所得割が非課税
生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
障害者、未成年者等で前年中の合計所得金額が125万円以下の人
- ② 均等割の非課税
前年の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人
- ③ 所得割の非課税
前年の総所得金額が所得割の非課税限度額以下の人

3 税率

区分	均等割（年額）	所得割の課税標準	所得割の税率
----	---------	----------	--------

県民税	1,000円	前年の課税所得金額	4%
市町村民税	3,000円	同上	6%

4 申告と納税

賦課、徴収事務は県民税と市町村民税をあわせて市町村で行う。

① 申告

前年中の所得について住所地の市町村に3月15日までに申告する。ただし、所得税の確定申告書を提出した人は、申告の必要はない。また、給与所得のみの人も申告する必要はないが、医療費控除や雑損控除などの適用を受けようとする場合には申告が必要となる。

② 納税

給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給料から差し引いて納める（特別徴収）。

個人事業主等については、市町村から送られてくる納税通知書によって、6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納める（普通徴収）。

5 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
個人県民税	22,574,775	23,638,139	23,218,112
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	25.7%	28.5%	32.4%

6 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局		18,337,469	17,271,223	43,643	1,022,603
南部総合県民局		2,926,643	2,726,670	4,490	195,483

西部総合県民局		1,954,000	1,831,602	3,148	119,250
合計		23,218,112	21,829,495	51,281	1,337,336

第2 指摘及び意見

1 賦課徴収に対する県の姿勢

① 個人県民税は、特別の定めがある場合を除くほか、県内の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と合わせて行うものとされている（地方税法第41条第1項）。

また、地方税法第26条第1項は、法人県民税、利子割、配当割、特定株式等譲渡所得金額にかかる県民税の賦課徴収については、県の徴税吏員の質問検査権を認めているが、他方で個人県民税について県の徴税吏員の質問検査権を認める規定はない。

県は、これらの規定を理由に、個人県民税の賦課徴収について、県が積極的に果たすべき役割は少ないものと認識しているようである。

② しかし、県は、市町村が上記地方税法第41条第1項により行う個人の県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするとされている（地方税法第41条第3項）。

また、知事は市町村長から個人県民税の賦課徴収に関して一定の事項について報告を受けるものとされ（地方税法第46条第1項、第2項）、かつ知事は必要があると認める場合には、上記報告のほかに、市町村長に対して個人県民税の賦課徴収に関する事項の報告を請求することができる（同条第3項）。加えて、知事は市町村長に対して、個人の県民税等の賦課徴収に関する書類を閲覧し、または記録することを請求でき、その場合には市町村長は閲覧または記録をさせるとされている（同条第4項）。なお、知事は政府に対しても、個人県民税の所得割の賦課徴収に関して必要な書類を閲覧または記録を請求でき、その場合には政府は閲覧または記録をさせるとされている（同条第5項）。

これらの規定に鑑みれば、地方税法は、個人県民税の賦課徴収について、むしろ県に一定の具体的な役割を果たすことを前提としているものと理解できる。

③ 県税等による歳入の状況は前記のとおりである。

これによれば、個人県民税額（調定額）は、平成19年度で225億円超、平成20年度で236億円超、平成21年度で232億円超と、極めて大きな額に上る。しかもその額は、県税及び税外収入合計額のうち、平成19年度は25%超、平成20年度は28%超、平成21年度では32%超の割合を占める。

他方で、個人県民税における不納欠損額は、平成19年度で5470万円超、平成20年度で5591万円超、平成21年度で5128万円超という額に上っている。しかもその額は、県税及び税外収入全体の不納欠損総額のうち、平成19年度は37%超、平成20年度は36%超、平成21年度は43%超の割合を占める。

上記の数字を見れば、個人県民税が、県税及び税外収入全体の中でも極めて重要な部分になっていることは明らかである。

このような実情に鑑みても、県が個人県民税の賦課徴収に積極的な役割を果たすべき要請は極めて強い。

2 市町村との連携

① 個人県民税は、原則として、市町村がその個人市町村民税と合わせて徴収している。つまり、直接的な徴収事務は、市町村に委ねられている。

平成21年度の各市町村での個人県民税の徴収の状況は次のとおりである。

(単位 千円)

	調定額 (①)	収入済額 (②)	欠損額 (③)	収入未済額 (①-②-③)	徴収率 (%)
徳島市	9,252,036	8,715,321	19,261	517,453	94.2
小松島市	1,153,833	1,054,967	4,526	94,339	91.4
勝浦町	118,566	113,496	203	4,866	95.7
上勝町	28,616	27,135	—	1,480	94.8
佐那河内村	49,003	48,491	—	511	99.0
石井町	716,939	673,750	1,752	41,437	94.0

神山町	96,086	92,602	124	3,358	96.4
松茂町	514,051	504,079	558	9,413	98.1
北島町	769,363	723,664	1,523	44,175	94.1
藍住町	1,088,656	1,015,209	9,288	64,158	93.3
板野町	391,418	341,278	440	49,699	87.2
上板町	316,850	296,461	449	19,939	93.6
鳴門市	1,914,325	1,850,040	1,396	62,888	96.6
徳島	16,409,747	15,456,501	39,526	913,720	94.2
阿南市	2,278,703	2,119,801	3,954	154,947	93.0
牟岐町	103,068	96,317	310	6,440	93.4
那賀町	195,910	191,172	5	4,732	97.6
美波町	154,661	144,953	—	9,707	93.7
海陽町	194,298	174,424	218	19,655	89.8
南部	2,926,642	2,726,670	4,489	195,483	93.2
吉野川市	1,066,303	1,017,388	1,596	47,319	95.4
阿波市	861,417	797,332	2,521	61,563	92.6
吉野川	1,927,720	1,814,721	4,117	108,882	94.1
美馬市	709,419	669,825	1,279	38,314	94.4
つるぎ町	202,803	193,690	258	8,854	95.5
三好市	695,505	648,056	628	46,820	93.2
東みよし町	346,270	320,029	982	25,259	92.4
西部	1,953,999	1,831,601	3,148	119,250	93.7
県計	23,218,111	21,829,494	51,281	1,337,336	94.0

このように、現に各市町村間で、個人県民税を含む住民税の徴収率には、明らかな差がある。これは、直接の徴収事務の実情に差があること、住民税の徴収率を確保する上で直接の徴収事務が極めて重要であることを示している。

したがって、県は市町村と連携して、まずは市町村における直接的な徴収事務

の効率を上げるよう、努力する必要がある。

県は毎年、税務課と市町村課が合同で、市町村のうち特に徴収率の悪いところを含めていくつかから、ヒアリングを行っている。その際、滞納者の実情を聞き取り、それに対する対応を、県が他の税において採っている手法を説明してアドバイスしたり、後記の県職員の短期派遣制度を勧めたりしているとのことである。

しかし、このヒアリングは一市町村にかける時間が短時間にとどまっている。

実際に作成されている記録を見ても、詳細で具体的な記録とはいいい難く、事後にその内容についての適否や対応を的確に確認することができるとはいいい難い。

そして、このヒアリングの結果やヒアリングの実施後改善事項等は当該市町村に通知されていない。のみならず、市町村の担当者は、異動によって翌年度にはほとんどが入れ替わってしまって前任者からの引継がきちんと受けられていないこともあるようである。これでは、県と市町村との間での問題意識が十分に共有されない結果になってしまう。

さらに、ヒアリングをする対象は一部の市町村にとどまっているところ、果たしてそれで十分といえるのかについても疑問がある。

〔意見〕

県は、真剣にヒアリングによる徴収率アップを図るため、市町村からのヒアリングにつき、さらに時間を拡大するなどして充実したヒアリングを実施すべきである。また、ヒアリング後には該当市町村にヒアリングの結果やヒアリングにおける改善事項等を通知しその内容を共有すると共に、市町村には業務の継続性の重要性を伝えた上で、職員の異動がある場合にはきちんと引継するよう申し入れすべきである。そして、少なくとも数年に一度は全市町村からのヒアリングを実施すべきである。

② 短期派遣と地方税法第48条に基づく滞納処分

市町村による直接の徴収事務には、ノウハウや経験の不足、市町村職員と納税義務者との距離が近いために（個人的な面識がある場合もあり得る）厳しい対応が取りにくいなど、一定の限界もある。

この点、地方公務員法第17条の職員の任命に関する規定により県職員を3ヶ

月間、月5日以内で市町村に派遣し、徴収事務に従事させるという制度がある。

同法第17条による県職員の短期派遣の実績は、次のとおりである。

年度	実施事務所等 派遣人員	対象	滞納整理対象税額等 ()内は個人住民税分	徴収額 ()内は個人住民税分
17	徳島財務事務所 2名	小松島市	2,872件 (737件) 91,777千円 (19,472千円)	31,713千円 (4,073千円)
18	徳島財務事務所 2名	石井町	1,185件 (256件) 17,584千円 (3,534千円)	5,483千円 (1,020千円)
19	川島財務事務所 2名	阿波市	1,294件 (824件) 32,137千円 (18,047千円)	5,663千円 (5,056千円)
	徳島財務事務所 2名	北島町	993件 (136件) 21,165千円 (2,346千円)	6,516千円 (1,148千円)
	徳島財務事務所 2名	上板町	728件 (235件) 26,514千円 (5,718千円)	3,190千円 (1,298千円)
19年度小計(6名派遣)			3,015件 (1,195件) 79,816千円 (26,111千円)	15,369千円 (7,502千円)
20	徳島 2名	松茂町	684件 (392件) 17,867千円 (11,810千円)	
	徳島 2名	藍住町	582件 (261件) 14,407千円 (6,550千円)	7,402千円 (3,367千円)
	吉野川 2名	吉野川市	818件 (561件) 22,600千円 (16,338千円)	5,017千円 (4,030千円)
20年度小計(6名派遣)			2,084件 (1,214件) 54,874千円 (34,698千円)	19,075千円 (12,788千円)
21	徳島 2名	北島町	347件 (221件) 19,339千円 (12,312千円)	3,980千円 (3,625千円)
	徳島	板野町	794件 (203件)	

	2名		18,965千円 (5,679千円)	4,237千円 (2,301千円)
21年度小計(4名派遣)			1,141件 (424件)	
			38,304千円 (17,991千円)	8,217千円 (5,926千円)
計	延べ	延べ	10,297件 (3,826件)	
	20名派遣	3市7町	282,354千円 (101,806千円)	79,857千円 (31,310千円)

また、知事が市町村長の同意を得た場合には、一定の期間に限って、県の徴税吏員が個人県民税にかかる徴収金等を直接徴収したり、滞納処分をしたりすることができる（地方税法第48条第1項）。

地方税法第48条による直接徴収実績の状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

年度	管轄	対象市町	引継件数	引継税額	徴収額
18	徳島	北島町	126件	2,581	1,641
	鳴門	鳴門市	147件	5,044	3,386
	南部	那賀町	60件	775	240
	川島	吉野川市	363件	8,770	4,402
	18年度計			696件	17,170
19	徳島	藍住町	129件	2,877	1,878
		板野町	105件	1,910	824
	鳴門	鳴門市	239件	7,056	1,774
	南部	海陽町	311件	4,174	1,536
	西部	つるぎ町	42件	2,181	357
	19年度計			826件	18,197
20	徳島	鳴門市	154件	2,809	1,250
		板野町	77件	1,672	1,085
	南部	牟岐町	180件	3,327	1,004
	西部	つるぎ町	39件	1,253	474

	20 年度計		450 件	9,060	3,813
21	徳島	鳴門市	93 件	2,677	1,580
		上板町	88 件	1,634	1,036
	吉野川	阿波市	118 件	3,840	1,959
	南部	牟岐町	71 件	2,635	855
	西部	三好市	80 件	1,260	651
		つるぎ町	77 件	2,541	478
	21 年度計		527 件	14,589	6,558
計	延べ 15 事務所等(19 市町等)		2,499 件	59,016	26,409

これらの手続は、納税者との個人的な関係が少ない担当者による厳しい対応が期待でき、また市町村にノウハウを与えて以後の徴収事務を効率的なものにするなどの効果も期待できる。

〔意見〕

県は、地方公務員法第 17 条の県職員短期派遣の制度及び地方税法第 48 条による直接徴収制度の積極的な活用を働きかけることにより、市町村と連携して徴収事務の効率化を図るとともに徴収率の向上を目指すべきである。

3 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者の把握について

個人県民税は、県内に住所を有する個人のほか、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者（以下、「家屋敷等のみ有する者」という）に対しても課せられる。通常は、税務署への所得税の確定申告や市町村への給与支払報告書等によって納税義務者の把握は十分行われているものと思われるが、「家屋敷等のみ有する者」については、納税義務者の把握にあたっての体系的な手段がないため課税もれが発生するおそれがある。

平成 19 年度から平成 21 年度における「家屋敷等のみ有する者」の課税の状況は、次のとおりである。

(各年度とも7月1日現在)

平成19年度	美波町	29人、	29,000円
平成20年度	徳島市	1人、	1,000円
	美波町	28人、	28,000円
平成21年度	美波町	28人、	28,000円

県内24市町村ある中で、「家屋敷等のみ有する者」が、美波町のみ毎年30人弱存在し、それ以外は平成20年度に徳島市で1人いる以外は存在しないというのはきわめて不自然である。

この点、個人住民税の納税義務者の把握は、市町村による賦課行為の前提ではあるが、県としても課税もれがないよう、市町村との連携強化を図るべきである。

〔意見〕

県は、市町村に対してヒアリングを実施するなど、納税義務者の把握に対してもっと積極的に具体的な役割を果たすべきである。

4 特別徴収義務者の指定

市町村は、納税義務者が前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ当該年度の初日に給与の支払いを受けている者については、個人の市町村民税（及び個人県民税）を特別徴収の方法（給与支払者が12回に分割して毎月の給与から差し引いて納める方法）により、徴収することとされている（地方税法第321条の3第1項）。

しかし、現実には、事業者の中で、個人の市町村民税（及び個人県民税）について特別徴収を実施している者は一部となっている。

普通徴収によれば、各個人が一旦受領した給与から納税手続する必要があるところ、その手続自体を怠ったり、他の用途に費消してしまったりすることにより、滞納が発生するおそれがある。これに対して、事業者が給与から事前に控除して納税してしまう特別徴収であれば、かかるおそれはない。事業者をできるだけ特別徴収義務者に指定することは、個人県民税の徴収率アップに非常に効果があるというべきである。

現在、県はチラシを作成し、市町村と共に法人会や税理士会に送付するなどの周知活動をしていると説明するが、果たしてこれで十分といえるのか、大いに疑問である。一般の事業者の中には、特別徴収が原則であることすら認識していない者も少なくない。もっと積極的に周知、啓発に努め、特別徴収義務者の指定をできる限り増加させるべきである。

〔意見〕

県は、個人県民税の徴収率向上に効果のある特別徴収義務者の指定を増加させるべく、市町村に強く働きかけるとともに、自らもこれに積極的に協力すべきである。

5 延滞金の処理

個人県民税についても、延滞金が発生する。個人県民税についての延滞金は、県の有する債権であり、その徴収が必要であるとともに、これを厳密に徴収することによって全体的な納税意識を上げる効果を生むものと考えられる。

ところが、その延滞金の処理は厳密なものとはなっていない。

個人県民税については、市町村長から知事へ報告がなされるが（地方税法第46条第1項、第2項）、この報告の際に提出される書面には未納延滞金は記載されない。したがって、この報告のみからは本来は発生しているはずの未納延滞金の状況は把握できない。

そして、県はその他の方法によって未納延滞金を確認するなどの手段は講じていない。

〔意見〕

延滞金も県の有する債権である以上、県としても、市町村に対してヒアリングなどを実施することにより延滞金の徴収もれがないか確認し、市町村の延滞金徴収に積極的に関与する必要がある。

【法人県民税・法人事業税】

第1 法人県民税の概要

法人県民税は、県内に事務所又は事業所を有する法人等に課される税金である。
法人県民税は、均等割（所得の多寡にかかわらず資本金等の額を基準に均等の額によって課される税金）と法人税割（法人税額を課税標準として課される税金）がある。

1 納税義務者

- ① 県内に事務所、事業所を有する法人・・・均等割、法人税割
- ② 県内に事務所、事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人・・・均等割

2 非課税

国、非課税独立行政法人等地方税法第25条に列挙された法人

3 減免

徳島県税条例第20条の16により、次のいずれかに該当する法人等について必要があると認めるものに対して、納税者の申請によって県民税が減免される。

- ① 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る）で、収益事業を行わないもの
- ② 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないもの
- ③ 特定非営利活動法人（NPO法人）で収益事業を行わないもの
- ④ 収益事業を行う特定非営利活動法人のうち、設立の日以後5年以内に終了する各事業年度のうち収益事業に係る益金の額が損金の額を超えない場合

4 税率

- ① 均等割

区分	税率
資本金等の額が 50 億円を超えるもの	年額 80 万円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもの	年額 54 万円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもの	年額 13 万円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であるもの	年額 5 万円
上記以外の法人等	年額 2 万円

② 法人税割

区分	税率
資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人 法人税額又は個別帰属法人税額が年 1 千万を超える法人 保険業法に規定する相互会社	法人税額の 5.8%
上記以外の法人	法人税額の 5.0%
平成 22 年 9 月 30 日以前の解散（合併による解散を除く）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割額を納付する法人	法人税額の 5.8%

5 申告と納税

申告の種類	申告と納税の期限
確定申告	事業年度終了の日から 2 ヶ月以内
中間申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定申告 ・ 仮決算に基づく中間申告 事業年度開始の日から 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内

ただし、法人税の中間申告義務がない法人は中間申告義務がない。

6 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法人県民税	4,831,537	4,324,392	3,191,696
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	5.5%	5.2%	4.5%

7 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	18,205	2,619,581	2,593,246	2,944	23,391
南部総合県民局	2,355	444,053	442,921	175	957
西部総合県民局	2,023	128,062	126,628	31	1,403
合計	22,583	3,191,696	3,162,795	3,150	25,751

第2 法人事業税の概要

法人事業税は、法人の行う事業に対し、その事業を行うものに課する税金である。
法人県民税と同時期に申告、納付される。

1 納税義務者

- ① 県内に事務所、事業所を有する法人
- ② 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、県内に事務所、事業所を有するもの

2 非課税

- ① 非課税法人

国、都道府県、市町村等地方税法第72条の4第1項に列挙された法人

② 非課税事業

林業、鉱物の掘採事業等地方税法第72条の4第2項、第3項に規定された事業

③ 非課税所得等

地方税法第72条の5に規定された法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のもの

3 税率

区分		所得区分等	税率
電気供給業、ガス供給業、保険業		収入金額	0.7%
特別法人		年400万円以下の所得	2.7%
		年400万円超の所得及び清算所得	3.6%
外形対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人〔公益法人、特別法人、人格のない社団、投資法人等を除く〕）		年400万円以下の所得	1.5%
		年400万円超800万円以下の所得	2.2%
		年800万円超の所得及び清算所得	2.9%
		付加価値額	0.48%
		資本金等の額	0.2%
その他の法人		年400万円以下の所得	2.7%
		年400万円超800万円以下の所得	4.0%
		年800万円超の所得及び清算所得	5.3%
3以上の都道府県において事務所等を有する法人で資	特別法人	所得及び清算所得	3.6%
	外形対象法人	所得及び清算所得	2.9%
		付加価値額	0.48%
		資本金等の額	0.2%

本金の額又は 出資金の額が 1000万円以上 の法人	その他の法 人	所得及び清算所得	5.3%
-------------------------------------	------------	----------	------

4 申告と納税

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から2ヶ月以内
中間申告	・ 予定申告 ・ 仮決算に基づく中間申告	事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内

ただし、所得を課税標準とする法人で法人税の中間申告義務がない法人は中間申告義務がない。

5 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法人事業税	24,455,746	21,949,808	13,721,181
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	27.8%	26.4%	19.1%

6 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	7,427	9,976,367	9,863,426	12,424	100,517
南部総合県民局	698	3,413,122	3,412,457	177	488
西部総合県民局	610	331,692	329,922	—	1,770
合計	8,735	13,721,181	13,605,805	12,601	102,775

第3 指摘及び意見

1 賦課徴収に関する県の事務手続

法人県民税及び法人事業税（以下法人二税という）は、申告納付制度が採られており、納税義務のある法人は自らが税額等を計算した申告書を提出し、それに基づく税額を納付する。

実際の申告及びその審査等に関する具体的な事務手続は、下記のとおりである。

① 法人登録

- 1) 法人設立・解散・合併等変更届の受理・入力
- 2) 申告期限延長の届出・申請の受理・入力
- 3) 法務局調査

登記申請書を閲覧して調査表に記入する。

調査結果を県税トータルシステムに入力する。

② 申告処理

- 1) 申告書用紙の発送

確定申告については決算期末の翌月中旬ころに発送する。

予定申告については、前期確定申告のデータから申告が必要と思われる法人を抽出し、6ヶ月経過後の翌月中旬ころに発送する。

- 2) 申告書の受理等

持参または郵送により、申告書が提出される。電子申告も増加しているようである。

来庁者に対して、記載方法を指導するケースもある。

- 3) 申告書の審査、入力

申告期限後3～5日以内に県税トータルシステムに入力する。

軽微な誤りは電話連絡によって訂正指導する。

- 4) 医療法人にかかる非課税所得（社会保険診療分）の審査

法人税申告書別表4、損益計算書その他添付書類によって審査する。

- 5) 見込納付処理

申告期限延長をした法人が、見込みによって税額を納付するケースがあり、それに対して入力等の手続をする。

6) みなし申告処理

法人が予定申告を提出してこなかった場合に予定申告があったものとみなし(地方税法第72条の26第5項)、みなし決議を採って通知書を発送する。

7) 調定処理

調定仕訳書を取りまとめ、決議書にて決裁する。

③ 決議処理

1) 税務署での法人税資料閲覧

申告の翌月中旬ころに、税務署を訪問し、下記の内容の書類閲覧、聞き取りを行う。

- ・法人税申告書の別表1別表4別表5など・・・申告日、所得、税額、資本金等、利子等に関する所得税、外国税額等
- ・法人税決議書・・・処理年月日、所得、税額、重加算金対応所得、加算金の内容等
- ・申告期限延長の有無と月数
- ・NPO法人等の収益事業の有無

2) 他都道府県からの課税標準等の通知受理

本県に事業所があるが本店所在地が他の都道府県である場合、その都道府県が行った税務署での調査結果等についての通知を受理する。

3) 申告是認・更正決定

調査結果等を申告内容と照合し、合っていれば是認処理とし、異なる場合・加算金がある場合は更正・決定を行う。

4) 申告指導

税務署へは申告しているが、県への申告を行っていない法人に対して申告指導を行う。

期限内に提出がなければ更正・決定をする。

5) 処理結果の通知

法人に対して、更正決定通知書を発送する。

2 申告書用紙送付について

- ① 法人二税は申告納付制度が採られているところ、申告書用紙は確定申告及び予定申告の時期に先立って県から事前に郵送されている。

この申告書用紙には、県から発送される時点で、法人番号、住所、会社名その他、予定申告用紙の場合前事業年度の税額や予定申告税額等が、すでに印刷されている。

- ② そして、その法人又は関与税理士から一度税理士宛への送付依頼があった場合は、以後県は法人や税理士に事前に確認することなく、上記の申告書用紙を法人ではなく、直接送付依頼した税理士に送っている。

- ③ しかし、申告をする法人が、当初送付依頼した税理士に対し、当期も申告手続を依頼するとは限らない。

平成21年度における申告書用紙の送付の状況は次のとおりであり、担当税理士以外に申告書用紙が送付されたケースが268件あった。

(単位 件)

	予定申告	確定申告	計
1 申告書用紙送付数	3,164	19,440	22,604
2 上記1のうち税理士宛送付数	1,203	9,582	10,785
3 上記2のうち申告時に担当税理士を変更していたもの	30	238	268

申告書用紙には上記のようにそれぞれの法人にとって重要な情報がすでに印刷されているところ、その取扱いには十分に注意を払うべきである。

[指摘]

県は、法人二税の申告書用紙の送付にあたって、送付先に十分注意をすべきであり、仮に税理士に直接送付する場合には当期の申告手続を当該税理士に依頼しているか否かを確実に確認しなければならない。

3 医療法人等の調査

- ① 法人事業税について、医療法人（または医療施設にかかる事業を行う農業協同組合連合会）の社会保険診療事業については、非課税とされている。

したがって、医療法人等の法人事業税の確定にあたっては、社会保険診療事業部分と自由診療事業部分の確認が必要である。

平成21年度における非課税社会保険診療所得の状況は、次のとおりである。

非課税社会保険診療所得のある法人数（利益法人のみ）	372
非課税社会保険診療所得の合計額（利益法人のみ）	8,279,215 千円

- ② 医療法人の申告にあたっては、医療法人等にかかる所得金額の計算書、法人税申告書別表4及び損益計算書の添付を求めているが、その数字の裏付けとなる具体的な資料の添付は要求されていない。そのため県は、医療法人等の法人事業税額の申告について、申告書や損益計算書上の数字を確認しているに過ぎない。

結局のところ、医療法人等については、申告書や損益計算書上の数字の裏付けについて、確認していない状態になっている。このような実情では、課税漏れが懸念される。

[意見]

県は、医療法人等の非課税部分について、直接当該法人等へ出向いて帳簿を確認したり、社会保険事務所等に存在するデータを確認したりするなどして、申告内容の妥当性を検証すべきである。

4 分割法人について

- ① 2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人の場合、法人県民税の法人税割は、課税標準となる法人税額を従業者数を基準に関係都道府県に分割し、分割後の法人税額をもとにそれぞれの都道府県について計算するとされている。また、法人事業税は、課税標準の総額を従業者数等一定の分割基準によって関係都道府県に分割し、分割した額をもとにそれぞれの都道府県について計算するこ

ととなっている。

この点外形標準課税法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人〔公益法人、特別法人、人格のない社団、投資法人等を除く〕)については定期的に調査を実施しているものの、それ以外の法人については法人からの申告内容をそのまま受け入れているのみであり、独自に従業者数をチェックしている様子はない。

- ② 分割法人については、上記のとおり従業者数等の割合が直接的に税額に反映される。他方で、分割の基準は、国税にはまったく無関係の問題である。したがって、県において従業員数の確認をすべき要請は強い。

〔意見〕

県は、すべての分割法人について調査することが困難であるとしても、一定の税額以上の法人については関係都道府県と情報交換するなどして、定期的に従業者数を確認すべきであるし、必要に応じて直接当該法人への照会も実施すべきである。

5 公益法人等の減免手続

- ① 収益事業を行っていない公益法人、NPO法人等については、申請により、法人県民税が減免される(徳島県税条例第20条の16第1項)。

この点、上記団体や法人が収益事業を実施しているか否かについて、県は税務署への申告がなされているか否かによって判断をしており、特に独自の確認をすることなくこれに従って処理しているようである。

しかし、税務署からすれば、仮に収益事業を行っていても利益が出ていなければ結局課税することにならないのであるから、すべての公益法人、NPO法人等について厳密な確認を行っていない可能性がある。

また、上記減免申請について東部県税局においては、一度行った後には翌年度以降の申請は不要であるとの取扱いとしてきた。しかし、当初収益事業を行っていなかったが、その後収益事業を行うようになる法人等もありうることなどに鑑みれば、このような取扱いは妥当ではなかった。この点、本年から毎年申請を行うよう要請しているとのことであり、今後はこのような取扱いを定着させるべき

である。

〔意見〕

県は、公益法人等の減免申請について、独自の調査、確認をすべきであり、一度減免決定をしたとしても、以後定期的な確認等の手続をすべきである。

- ② 収益事業を行っていない公益法人、NPO 法人等の減免申請の状況を確認したところ次のような事例が散見された。

	減免申請年月日	申請許可年月日	減免許可事業年度
A 法人	H18. 5.29	H18. 6. 6	H13. 4. 1～
B 法人	H18.10.19	H18.10.19	H13. 4. 1～
C 法人	H17.11. 4	H17.11. 7	H12. 4. 1～

これは、ずっと不申告であった法人に対し県が減免申請書の提出をうながし、結果、過年度に遡って法人県民税均等割が減免されているケースであり、中には過去に納付された税金を遡って還付しているものもあった。この場合次の2点が問題となる。第1の問題点としては、本来不申告の法人は申告納付義務があるにもかかわらず申告していないことから、むしろペナルティを課すべき対象である。にもかかわらず、減免申請書を提出させ減免を認めた点である。第2の問題点としては、この減免を過年度に遡って認めた点である。

〔指摘〕

公益法人、NPO 法人等の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。

- ③ 収益事業を行う NPO 法人のうち必要があると認められる者は、設立の日（平成16年4月1日以前に設立された法人については平成16年4月1日）以後5

年以内に終了する各事業年度のうち収益事業に係る益金の額が損金の額を超えない場合には、申請により、法人県民税均等割が減免される（徳島県税条例第20条の16第2項）。

この減免申請に関しても、上記の②の例と同様にずっと不申告であった法人に対し県が減免申請書の提出をうながし、結果過年度に遡って法人県民税均等割が減免されているケースがあった。

〔指摘〕

NPO 法人の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。

6 法人県民税均等割の金額の検証について

① 法人県民税のうち均等割の部分は、前記のとおり資本金等（資本金＋資本準備金その他）の額によって金額が決められる。

② 県はこの資本金等の額について、法人が税務署に提出する法人税申告書別表5（1）記載の数字によって把握しているようである。

仮に、別表5（1）に資本金等の額の記載がなければ、貸借対照表の内容などによって確認することであった。

そして、県はこれ以上の確認手続は特に行っていない。

③ このような姿勢は、申告書記載の内容については税務署できちんと調査確認がなされているはずであるから、これを信用することで足りるという意識の表れではないかと思われる。

しかし、資本金等の額は、通常国税の課税においては関係がないことが多く、税務署が厳密に調査確認等することは期待できない。また、納税者においても資本金の額のみしか記載していない等必ずしも正確に記載されていない場合がある。

[意見]

法人県民税均等割の金額の検証については、県自ら貸借対照表を確認するなど、資本金等の額について具体的に調査確認することが必要である。

7 未申告法人の把握

- ① 法人のうち、これまで一度も申告をしたことのない法人については、県において独自にその存在を確認する必要がある。

この点、県は定期的に法務局での調査を実施し、新規に登記をした法人についてだけは確認しているとのことである。そして、その確認の具体的な方法は、法務局に赴いて閲覧し、調査票に手書きで記録するというものである。

- ② 上記のような方法では、漏れが生じるおそれがある。

しかも新規登録の際に漏れた法人は、税務署に対して法人税の申告書等の提出がなければ、以後ずっと把握できない状態が継続することになる。したがって、既存の法人については再度の確認をしないという実情は、問題があると思われる。

[意見]

県は、積極的に不動産取得税や自動車税の登録情報を活用して未申告法人の発見に努めるべきである。

8 休業法人の取扱い

- ① 法人の中には、商業登記簿上は法人格が残っているものの、実際には完全に事業を停止し、すでに事務所や事業所も存在しないような、実体が失われてしまっている法人もある。

- ② 県は、このような法人は、事務所、事業所が存在しないのであるから、法人県民税の納税義務が発生しないと解釈している。

その上で、実際の取扱いは、法人から休業届が提出されれば、基本的には書面審査及び法人税の申告状況の確認によってその課税を保留しているとのことであった。そして、課税保留後は特にそれ以外の具体的な手続はとらず、事実上課税

をしていない状態が継続するという取扱いとなっている。

平成21年度における休業法人の状況は、次のとおりである。

休業法人数	1,242
休業法人のうち休業届を出した法人数	1,242
休業法人のうち平成21年度に休業中と記載した申告書を提出した法人数	346

③ しかし、このような取扱いは必ずしも適切とはいえない。

まず、休業届が出されても書面のみでは休業の事実が確認できないこともあるはずであり、必要な調査確認等の方法を検討し、一定の場合には実際に事務所等の現場確認なども実施すべきである。

また、一度休業したとしても、その後事業を再開する可能性もあるところ、休業により課税保留となっている法人については、何らかの形で定期的に現状を確認することが必要であろう。

他方で、事業を停止し、事務所や事業所が存在しない場合には以後法人県民税は発生しなくなり、したがってその納税義務もなくなる。しかしながら、法人あるいはその代表者の中には法人県民税の納付義務がなくなっているとの知識がないうまま、個人の資産から税の納付を継続している例もあると思われる。このような取扱いを放置すれば、本来納税義務のない者から納付を受けることになるし、明らかに不公平である。

〔意見〕

県は、休業届が提出されても実際に事業停止の事実がなければ納税義務は発生し、他方で休業届が提出されなくても、事業を停止し、事務所や事業所が存在しない場合には納税義務はないという、当然の原則を十分認識し、定期的に現状を調査したり、場合によっては事務所等の現場を訪れたりするなどして、課税漏れとなっていないかどうか確認するとともに、公平な課税も心がけるべきである。

9 更正の通知について

① 法人事業税については、通常、国税である法人税における所得が課税標準とされる。したがって、法人事業税において申告された所得が、当該法人の法人税の申告書における所得と異なることが発見されたときは、法人事業税の所得割額を更正するものとされている（地方税法第72条の39）。

また、課税標準額又は事業税額を更正した場合には、遅滞なく納税者に通知する必要があるとされている（地方税法第72条の42）。

県では提出された法人事業税の申告書の内容について、税務署に提出された法人税申告書と照合し、所得に相違があればこれを更正している。

② しかし、更正を行った場合でも、その通知については、所得がプラスであり、したがって法人事業税額が発生している場合には通知を行っているが、所得がゼロあるいはマイナスであり更正の前後において法人事業税額がともに発生しない場合には通知を行っていない。平成21年度において、更正を行いながら通知していない件数は383件であった。

更正の通知をしていない理由を確認したところ、所得がゼロあるいはマイナスの場合には、千円未満の金額を処理した後の課税標準額はともにゼロとなり更正の前後で課税標準額が不変であり、また事業税額も更正の前後でゼロとなり不変であることから地方税法第72条の42の規定からは通知は必要とされないという回答であった。

③ 通常の場合であれば県の対応でも特段不都合の生じる場合はないと思われる。しかしながら、県が誤って更正した場合、例えば林業所得のように法人事業税は非課税となるが法人税は課税対象となる所得があるため、法人事業税申告書の所得と法人税申告書の所得が相違していることがありうる。そのとき、県が非課税所得がないものと誤認して更正したような場合には、納税者が県の行った更正に対しての異議を申し立てる機会を奪うことになってしまう。

〔指摘〕

県は、納税者の権利を奪うことのないよう更正を行った場合にはすべて通知をすべきである。

10 電子申告について

① 県では、平成18年1月16日から「地方税電子化協議会」が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる法人県民税、法人事業税の申告を受付している。エルタックスによりオフィスや自宅からインターネットを通じて申告できるようになり、納税者としては申告の手段が増えたことから利便性は向上したといえる。他方エルタックスの導入には当然コストが発生し、その額は平成16年度から平成21年度までの累計で1億2633万円、そして「地方税電子化協議会」への会費及び負担金として平成22年度は約1132万円、その後は毎年約770万円のコストが発生する見込みである。

なお、平成21年度におけるエルタックスの利用状況は次のとおり3,097件の利用があった。

(単位 件)

	予定	確定	修正	計
法人県民税及び法人事業税	2,705	17,271	1,538	21,514
うちエルタックスによる申告数	418	2,472	207	3,097

② しかしながら、現在県のシステム上、エルタックスと県税トータルシステムとの間でのデータの連携が採られていない。したがってエルタックスで受付けたデータを紙で出力し、その後出力された帳票を県税トータルシステムに入力して処理しており、紙ベースの申告書を受理するより却って事務手続が増加している。これでは、コストに見合った活用がなされているとはいえない。

このような非効率的な状態もあってか、県はこのシステムの広報に力を入れているとはいい難く、県が毎年発行している「地方税のしおり」にもこのシステムについて紹介されていない。

せっかく多額の負担金を投じて作成されたシステムであり、ぜひとも有効に活用すべきである。

[意見]

県は、電子申告上のデータをそのままの状態ですデータ処理できるシステムを導入すべきであるし、電子申告についてもっと広報し、利用の拡大に努めるべきである。

【県民税利子割】

第1 県民税利子割の概要

県内の金融機関等から利子等の支払いを受けるときにかかる税金である。

1 納税義務者

利子等の取扱いをするもの（特別徴収義務者）の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受けるもの

2 非課税

① 障害者等

少額預金非課税制度・・・350万円

少額公債非課税制度・・・350万円

② 勤労者が行う財産形成貯蓄

財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄・・・あわせて550万円

3 税率

支払いを受ける利子等の額の5%

4 申告と納税

金融機関等が毎月分を翌月10日までに申告し、納税する。

5 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県民税利子割	1,164,272	1,142,503	1,017,921
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	1.3%	1.4%	1.4%

6 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	3,368	1,017,921	1,017,921	—	—
南部総合県民局	—	—	—	—	—
西部総合県民局	—	—	—	—	—
合計	3,368	1,017,921	1,017,921	—	—

第2 指摘及び意見

1 不申告加算金及び延滞金

利子割の徴収について、県税務課は、取扱いにおいて、公社債利子等にかかる不申告加算金及び延滞金について、直前1年分に納付の遅延がない者や、新たに源泉徴収義務者になった者の初回の納期など、一定の場合に徴収しないものとしている。

かかる取扱いに法律上の明確な根拠はなく、結局県税務課は本来発生しているはずの加算金や延滞金を事実上徴収していないということになるが、このような曖昧な取扱いは許されない。

[指摘]

加算金も延滞金も、徴収が大原則であり、徴収困難な場合には適切な手続を経て不納欠損をしなければならないという当然の前提を再認識し、厳密な処理を心掛けるべきである。

【県民税配当割】

第1 県民税配当割の概要

県内に住所を有し、株式会社等から配当等の支払いを受ける人が、その株式会社等を通じて納める税金である。

1 納税義務者

特定配当等の支払いを受ける個人で当該特定配当等の支払いを受けるべき日現在において県内に住所を有するもの

2 税率

支払いを受ける配当等の額の3%（平成24年1月1日以降は5%）

3 申告と納税

株式会社等が、配当等の支払いを行った月の翌月10日までに申告し、納税する。

ただし、平成22年1月1日以降に源泉徴収口座内で受け入れる上場株式の配当等については、当該口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算が可能となるため、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入することになる。

4 調定額の推移

（単位 千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県民税配当割	799,421	311,537	289,784
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	0.9%	0.4%	0.4%

5 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	5,408	289,784	289,784	—	—
南部総合県民局	—	—	—	—	—
西部総合県民局	—	—	—	—	—
合計	5,408	289,784	289,784	—	—

第2 指摘及び意見

1 みなし規定による納税

県民税配当割は、株式会社等から配当等の支払いを受ける人が、その株式会社等を通じて納めるものであり、配当等の支払いを行った月の翌月までに申告して納税することが原則である。

しかし、現実には、配当等を決議したものの何らかの事情で株主等が配当等を受領しないケースも多いと思われる。

仮に、配当等の支払いの確定した日から1年を経過した日までにその支払いがなされない場合には、その1年を経過した日においてその支払いがあったものとみなして、納税することとされている（所得税法第181条第2項、第1項）。

この点、現在の県の取扱いは、納税がされれば受領するというだけであり、上記のように配当等がなされず、1年の経過によって納税義務が発生しているケースがあるのか否か自体、把握していない。

〔意見〕

県は納税手続をする株式会社等を把握しているのであるから、実際に配当等された額と、配当等がなされずにみなし規定によって納税義務が発生している額を照会するなどして確認し、課税漏れ防止に努めるべきである。

【県民税株式等譲渡所得割】

第1 県民税株式譲渡所得割の概要

県内に住所を有し、証券会社等から上場株式等の譲渡益の支払いを受ける人が、その証券会社等を通じて納める税金である。

1 納税義務者

特定口座（源泉徴収選択者に限る）内での上場株式等の譲渡益の支払いを受ける個人で支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

2 税率

支払いを受ける上場株式等の譲渡益の額の3%（平成24年1月1日以降は5%）

3 申告と納税

証券会社等が、年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年1月10日までに申告し、納税する。

4 調定額の推移

（単位 千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県民税株式等譲渡 所得割	529,076	125,912	144,634
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	0.6%	0.2%	0.2%

5 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	126	144,634	144,634	—	—
南部総合県民局	—	—	—	—	—
西部総合県民局	—	—	—	—	—
合計	126	144,634	144,634	—	—

第2 指摘及び意見

監査の結果、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

【個人事業税】

第1 個人事業税の概要

県内に事務所、事業所を有し、一定の事業を行う個人の前年所得にかかる税金である。

1 納税義務者

県内に事務所、事業所があり、次の事業を行っている個人

① 第1種事業

物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業、不動産売買業

※ 不動産貸付業と駐車場業については、一定の基準を満たす場合に課税対象となる。

② 第2種事業

畜産業、水産業、薪炭製造業

(主として自家労力を用いて行うもの以外)

③ 第3種事業

医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、コンサルタント業、設計監督者業、社会保険労務士業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業(銭湯)、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、海事代理士業、印刷製版業、土地家屋調査士業、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業

2 税率

第1種事業	5%
第2種事業	4%
第3種事業（下記の事業以外）	5%
第3種事業（あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業）	3%

3 申告と納税

① 申告

前年中の所得について、知事に対し3月15日までに申告する。ただし、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、申告の必要はない。

② 納税

県税局等から送付される納税通知書によって、8月、11月の2回に分けて納める（普通徴収）。ただし、税額が1万円以下の場合は8月に一括して納める。

4 調定額の推移

（単位 千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
個人事業税	628,755	623,809	565,397
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	0.7%	0.8%	0.8%

5 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

（単位 千円）

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	5,831	473,821	452,735	219	20,867
南部総合県民局	724	52,667	49,312	60	3,295

西部総合県民局	555	38,909	38,134	—	775
合計	7,110	565,397	540,181	279	24,937

第2 指摘及び意見

1 課税対象者の把握

① 個人事業税は申告納付制度が採られているが、所得税の確定申告書、住民税の申告書を提出した場合は、個人事業税について申告書を提出する必要がない。そのため、個人事業税の申告書が提出されている例はほとんどない。

② 県は、個人事業税の課税に必要な情報を関係税務署から入手し、その情報に基づいて課税している。

そして、課税対象者が税務署への申告をしていない場合には、県も個人事業税の課税をしていない。

県は、仮に前年度の課税対象者が当年度申告していない場合にも、自ら特段の確認をすることなく、個人事業税を課税しない取扱いにしている。

③ しかし、これでは課税漏れとなるおそれがある。

地方税法第72条の7が、事業税の賦課徴収について、県の徴税吏員の質問調査権を認めている趣旨に鑑みて、県には積極的な課税対象者の把握が求められているといえよう。

〔意見〕

県は、前年度課税対象者について、当年度に申告がない場合にはその具体的な理由について確認すべきである。さらに、県は事業別の個人事業税納付者数を把握しているところ、各事業者団体に照会して同団体に所属している個人事業者数との差を確認し、差があればさらに調査を行うなど課税対象者に漏れがないようにすべきである。

2 事業所得と雑所得等それ以外の収入の区別

- ① 個人事業税は、一定の事業がその対象であり、対象事業による収入に対して課税される。すなわち、雑所得等、対象事業以外による収入については課税されない。

したがって、個人事業税の確定にあたっては、対象事業による収入と雑所得等それ以外の収入の確認が必要である。

- ② これに対する県の対応としては、雑所得に該当するか、あるいは事業所得に該当するかは税務署が確認しているため、県では所得区分の判定についての統一的な処理方針を定めていない。個人事業税の課税にあたって担当者が雑所得について疑義を感じた場合には、追加で詳細を確認することにより判定しているとのことであった。

- ③ しかし、県における対応は十分とはいえず、課税漏れが生じる余地がある。

第一に雑所得に該当するか、あるいは事業所得に該当するかは税務署が確認しているという点については、所得の種類で所得税額に相違が出ないため、税務署が詳細に確認することは期待しがたい。第二に担当者が課税にあたって疑義のある雑所得に気づいた場合には個別に対応している点については、短期間に大量の課税事務を行っている状況（東部県税局の例では、年間約2万枚の確定申告書のコピーをもとに3人で課税実務を実施）では、担当者に体系的な雑所得の所得区分をゆだねるのは無理があると思われる。

〔意見〕

県は、一定金額以上の雑所得について内容の照会を行うなど、一定の指針を作成して、課税のもれが生じないようにすべきである。

3 医業等の調査

- ① 個人事業税について、医業または歯科医業を行う者の社会診療報酬事業については、非課税とされている。

したがって、医業等の個人事業税の確定にあたっては、社会保険診療事業部分と自由診療事業分の確認が必要である。

② この点、県は一定の場合には社会保険診療収入等について、課税対象者に照会をしているようである。

しかし、その内容は極めて概括的であり、特に税理士に申告手続を依頼していない課税対象者に対しては、「社会保険診療報酬」のうちの「診療報酬」と「窓口収入」、「自由診療収入等」、「その他の収入」のそれぞれの額を確認するにとどまっており、具体的な資料の添付は要求していない。

このような照会だけでは、非課税部分と課税部分との明確な線引きがなされず、本来の課税部分についての的確な調査確認ができていないといえない。

③ その他、県は医院等に出向いて直接帳簿等を確認するなどの調査は行っておらず、社会保険事務所等に存在するデータを何らかの方法で確認するなどの方法もとっていない。

〔意見〕

県は、医業等の非課税部分について、具体的な資料の添付を求めたり、社会保険事務所等関係機関に存在するデータとの整合性を確認したり、定期的に医院等へ出向いて調査したりするなど、客観的に調査確認等する方法を策定実施し、課税漏れ防止に取り組むべきである。

4 個人事業税課税基礎資料の収集について

① 上記のとおり、個人事業税は申告書が県に提出されることはほとんどないことから、主として所得税の確定申告書をもとに課税事務が行われることになる。所得税の確定申告書が紙ベースで税務署に提出された場合は、県職員が税務署に赴き、必要と思われる申告書をコピーすることによって基礎資料を収集している。これは、地方税法第72条の59第1項で、道府県知事が事業税の賦課徴収について、政府に対し、個人が政府に提出した申告書等を閲覧すること等を請求した場合は、政府は閲覧等させるものとする定められていることをその根拠としている。

② 他方所得税の確定申告書が紙ベースではなく電子申告（イータックス）によって行われた場合は、紙ベースでの所得税の確定申告書は打ち出しされない。しかしながら市町村では住民税の計算の基礎となる資料が必要であるため、税務署は住民税用の申告書データを紙ベースで打ち出しこれを市町村に交付することとしている。本来の流れからすれば、紙ベースで打ち出された住民税用の申告書が市町村に交付された後、地方税法第72条の59第2項（道府県知事が事業税の賦課徴収について、市町村長に対し、個人が市町村長に提出した申告書等を閲覧すること等を請求した場合は、市長村長は閲覧等させるものとする）に基づき市町村長から個人事業税の課税基礎資料を収集することになる。

しかしながら実際には、税務署から市町村に交付される住民税用の申告書を県が一括して受領し、内容を精査し必要と思われるものをコピーし、その後各市町村に配布することとしている。

時間的制約や事務処理上の便宜からこのような手続がとられることは十分理解できるが、最たる個人情報であるにもかかわらず、上記条文を安易に解釈して便宜的な処理を行ってきたのは問題のある処理であった。

ただし、平成23年以降は国税システムのデータと県の個人事業税のデータが連携されることとなるため、今後はこのような問題は発生しない。

【不動産取得税】

第1 不動産取得税の概要

土地や家屋を売買、交換、贈与、建築（新築、増築、改築）などにより取得した者に対して課される税金である。

1 納税義務者

土地や家屋を売買、交換、贈与、建築（新築、増築、改築）などにより取得した者

2 非課税

相続による不動産の取得、土地区画整理事業等での換地の取得、債権の消滅により譲渡担保財産の所有権が設定後2年以内に設定者に移転した場合の設定者の取得等については課税されない。

3 税率

不動産の価格の4%

ただし、税率等の特例により

① 平成15年4月1日から平成24年3月31日までの住宅及び土地の取得
3%

② 住宅以外の家屋については

平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得・・・3%

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの取得・・・3.5%

平成20年4月1日以降の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・4%

※ 宅地及び宅地並評価土地等の取得については、次に掲げる額を不動産の価格とする課税標準の特例措置がある。

取得の期間	課税標準額
平成9年1月1日から平成24年3月31日まで	価格×1/2

4 申告と納税

① 申告

不動産を取得した日から60日以内に不動産の所在地の県税局等、若しくは市町村に「不動産の取得に係る申告書」を提出

② 県税局等から送付される納税通知書によって納税

5 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
不動産取得税	2,094,923	1,846,389	1,929,229
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	2.4%	2.2%	2.7%

6 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	6,678	1,485,199	1,424,097	3,583	57,519
南部総合県民局	1,222	326,531	320,778	611	5,142
西部総合県民局	695	117,499	113,046	—	4,453
合計	8,595	1,929,229	1,857,921	4,194	67,114

第2 指摘及び意見

1 申告手続の実情について

- ① 不動産取得税は、不動産取得の日から60日以内に申告しなければならないとされている（県税条例第20条の27第1項）。

しかし、この申告義務については十分な周知がなされておらず、県から通知をして事後的に申告を促しているのが実情で、その結果、期限内の申告がなされる例はほとんどないとのことである。

② 不動産取得税の不申告に対しては、条例で過料の制裁が規定されている。しかし、不申告に対する過料の規定を適用した例はないとのことであった。

③ 他方、不動産取得税については、一定の住宅や住宅用土地を取得した場合に軽減される措置がある。例えば、住宅の建築（新築・増築・改築）や新築未使用住宅の購入の場合には、取得価格から1200万円（場合によっては1300万円）の控除が認められる。

ただし、これらの軽減措置を受けるためには、上記の期限内に申告することが前提とされている。

ところが、実際には、期限内の申告手続がなされていなくても、軽減措置を認めているようである。

④ このような取扱いの実情を見るに、不動産取得税の申告義務は有名無実になりつつあるといえる。

県がこのような取扱いを容認している背景には、一般の県民にとって不動産を取得するのは一生に一度あるかないかのことであり、申告義務についての知識がなくても仕方がないとの考慮があるようである。

しかし、このような考慮によって申告義務を有名無実なものとし、不申告に対するペナルティーを課さない取扱いは、不申告を助長し、課税漏れが生じるおそれがある。

〔意見〕

県は、申告義務については、不動産の取得手続に関与することの多い不動産業者や建築業者、金融機関、司法書士などに対しても協力を依頼するなど積極的に周知を行うべきである。

その上で、軽減措置の的確な取扱いを行い、さらには不申告に対する過料の適用を検討するなどし、期限内申告を徹底させるよう努めるべきである。

2 「取得」の事実の把握について

- ① 不動産取得税は、不動産を取得した人に対して課せられるものであるところ、課税にあたっては「取得」の事実を把握することが必要である。

この点、他者からの売買による取得等、承継取得の場合には、法務局から登記データの提供を受けて「取得」の事実を把握している。また、建物の新築等、原始取得の場合には、市町村から情報提供をしてもらっている。この場合、市町村は主に巡回や建築確認申請をもとに新築等の事実を把握しているようである。さらに、航空写真を見て確認することもあるとのことである。

- ② しかし、このような方法のみで果たして「取得」の事実の把握が十分といえるのか、疑問がある。

例えば、承継取得に関しては、取得しても移転登記手続きをしない場合もあり、必ずしも登記データだけでは把握できない「取得」もあり得る。また、原始取得に関しても、建築確認申請がなされないことも考えられるなど（建築確認申請手続き自体不要な地域もある）、必ずしも確実に新築等の事実が把握できるとは限らない。

- ③ 実際に、従前の不動産取得税に関する資料を確認したところ、原始取得の事実が把握できておらず、その結果不動産取得税が時効により課税できなかったケースや、未登記などのために承継取得の事実が把握できずに課税漏れとなっていたケースなども散見された。

そして、時効によって課税できなかったケース等について、県では特に集約、検証等がなされている形跡はなかった。

- ④ このような「取得」の事実の把握の方法や、結果として課税漏れとなったケースに対する処理には問題がある。

〔意見〕

「取得」の事実を把握できず課税漏れとなっていた従前のケースの原因を検証し、これを踏まえて市町村と協議、連携して、以後課税漏れが発生しないような具体的な対策や把握の方法を検討すべきである。

3 実調分と準用分の課税時期の差について

- ① 建築家屋の課税標準は、県自ら家屋調査をして評価計算を行って課税する場合（実調分）と、市町村にて家屋調査、評価計算を行い、県は市町村からの価格決定通知に基づいて課税する場合（準用分）がある。

そして、徳島市と鳴門市の場合は一定の基準に基づいて県と市との間で実調分と準用分を振り分けており、その他の市町村は各市町村からの調査依頼に応じて県が家屋調査、評価計算を行うのが実務の運用となっている。

- ② ところが、実調分と準用分では、下記のとおりその後の事務処理の流れが異なるため、その課税時期に違いが生じる。

1) 実調分

県による家屋調査・評価計算→電算入力→翌月課税

2) 準用分

市町村による家屋調査・評価計算→市町村での評価額決定→翌年4月に固定資産税評価額の縦覧→県へ価格決定通知→県での課税処理、税額等の計算→電算入力→翌月課税

この結果、準用分に比べて実調分は1年近く早く課税を受けることになる。

- ③ このような取扱いは、課税の公平性という観点から、望ましいとは思われない。課税時期を実調分であっても準用分であってもあまり変わらないようにするなど何らかの方法によって、公平性を確保することが望ましいといえる。

【地方消費税】

第1 地方消費税の概要

地方分権、地方福祉の充実等のため地方財源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて創設されたものである。地方消費税には、課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額を課税標準とする譲渡割と、外国からの輸入貨物に係る消費税額を課税標準とする貨物割がある。

1 納税義務者

① 譲渡割

課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者

② 貨物割

外国からの輸入貨物を保税地域（輸入手続が終了するまで関税の支払いが猶予される場所）から引き取る者

2 税率

国に納める消費税額の25%（消費税率換算で1%）

3 申告と納税

① 譲渡割

消費税と合わせて国（税務署）に申告、納税

② 貨物割

消費税と合わせて国（税関）に申告、納税

4 都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供等の取引が最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算される。

5 調定額の推移

（単位 千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方消費税	7,848,581	7,697,020	7,131,362
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	8.9%	9.3%	10.0%

6 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局		7,131,362	7,131,362	—	—
南部総合県民局		—	—	—	—
西部総合県民局		—	—	—	—
合計		7,131,362	7,131,362	—	—

第2 指摘及び意見

1 納税義務者に対する調査

- ① 地方消費税は、近年下降傾向にあるものの、平成20年度で約77億円、同21年度で約71億円となっている。

地方消費税は、国の消費税と合わせて申告、納付され、各県所在の事業所に所属する従業員数等を前提とした一定の指標に基づいて清算されて、県の歳入となる。

- ② これに対し、県は具体的な調査等を行っていないようである。

上記のとおり、地方消費税が大きな額に上っていることに鑑みても、例えば、県内在住の各事業所等において消費税がきちんと納付されているか否かについて、地元自治体として情報収集したり、何らかの調査をしたりすることを検討してもよいと思われる。

【県たばこ税】

第1 県たばこ税の概要

県たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）又は卸売販売業者が製造たばこを小売販売業者に売渡す場合において、その製造たばこに対して課される税金である。

1 納税義務者

製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者

2 税率

一般の紙巻たばこ・・・1000本につき1074円（平成22年10月1日からは1000本につき1504円）

旧3級品の紙巻たばこ・・・1000本につき511円（平成22年10月1日からは1000本につき716円）

3 申告と納税

日本たばこ産業株式会社等が、毎月の売渡し分を翌月末までに申告して納税

4 調定額の推移

（単位 千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県たばこ税	1,661,546	1,553,145	1,468,983
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	1.9%	1.9%	2.0%

5 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

（単位 千円）

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	77	1,468,983	1,468,983	—	—
南部総合県民局	—	—	—	—	—
西部総合県民局	—	—	—	—	—
合計	77	1,468,983	1,468,983	—	—

第2 指摘及び意見

1 納税義務者に対する調査

① 県たばこ税は、たばこ製造者等が小売販売業者や消費者へ売り渡し等した場合に発生するが、納税すべき先は小売業者の営業所等が所在する都道府県である。

したがって、製造されたたばこが実際にどの県で販売されたのかは各都道府県の歳入にとって非常に重要である。

② この点、県が県たばこ税について行っている調査の内容は、申告本数合計（つまり各都道府県での申告本数の合計数）と製造者が本店所在地の都道府県に報告している合計本数の整合性を見るというものである。

これでは、本来は徳島県にて販売されているはずの本数が、他県にて販売されているかのような申告がなされていても、確認できない。

③ 県たばこ税の納税義務者数は決して多くはないところ、例えば一定の周期で納税義務者数に対する個別の照会を行う、場合によってはその際に一定の資料の提示を求めるなどの形で調査を実施することは決して困難ではない。そして、このような調査の実施により、納税義務者側が正確な納税すべきとの意識を持つようになることも期待できる。

[意見]

県は、従前の合計本数の比較だけの調査にとどまるのではなく、個別具体的な調査を検討し、実施すべきである。

【ゴルフ場利用税】

第1 ゴルフ場利用税の概要

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対してその利用者に対して課される税金である。

1 納税義務者

ゴルフ場の利用者

2 税率

等級	税率 (1人1日)	等級決定基準 (1人1日の利用料金)	
		18ホール以上	9ホール以上18ホール未満
特1級	1200円	9100円以上	
1級	1000円	6600円以上9100円未満	
2級	800円	4600円以上6600円未満	
3級	650円	3300円以上4600円未満	
4級	500円	3300円未満	3800円以上のもの
5級	400円		3800円未満のもの

※ ゴルフ場とは、ホール数が18ホール以上でホールの平均距離が100メートル以上の施設（施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除く）及びホール数が9ホール以上18ホール未満のもので、ホールの平均距離が150メートル以上の施設をいう。また、利用料金とは、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について支払う料金をいう。

3 申告と納税

ゴルフ場が利用者から料金と一緒に受取り、毎月分を翌月15日までに申告し、納税

4 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ゴルフ場利用税	340,234	343,484	345,139
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	0.4%	0.4%	0.5%

5 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	130	260,280	260,280	—	—
南部総合県民局	24	47,215	47,215	—	—
西部総合県民局	24	37,644	37,644	—	—
合計	178	345,139	345,139	—	—

第2 指摘及び意見

1 納税義務者に対する調査

- ① ゴルフ場利用税について、県は、定期的にゴルフ場へ赴いて調査を行っているようである。

しかしその具体的な調査の内容は、2週間くらい前に事前連絡をした上で、毎回決まった資料を閲覧するというものである。そして、閲覧する資料は受付表や非課税利用申出書などにとどまっており、ゴルフ場の売り上げや税務申告に係る書類等は確認していないようである。

このような調査のあり方では、ゴルフ場側が申告額に手を加えようと思えばごく簡単にできるであろう。

[意見]

県は、ゴルフ場の調査にあたっては、売り上げや税務申告に係る書類を見

るなどして、厳正な調査をすべきである。

- ② また、一部の調査記録には、調査の際に同行しているはずの職員の氏名が記載されていないなど、記載内容に不十分な点も見受けられた。

このような点からも、県のゴルフ場利用税についての調査が著しく形骸化している様子が見られる。

県においては、調査を実施する目的や意義を十分に認識し、その結果についても適正に記録すべきである。

2 特別徴収義務者に対する交付金

県は、規則を制定し、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対して交付金を支払っている。その基準は前年の3月1日から当該年の2月末日までの期間中のゴルフ場利用税について、納期限内に納入された金額の0.2%であり、その額は、下記のとおりである。

(単位 千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件数	14	14	14
交付金総額	672	679	671

この交付金制度は、ゴルフ場の経営者団体からの強い要望に基づき導入された制度であり、その目的は、ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するという点にあるようである。

しかし、ゴルフ場利用税の最終的な負担者はゴルフ場利用者であり、特別徴収義務者は利用者が負担することになるゴルフ場利用税を一次的に預かって納めているに過ぎず、極めて当然の義務を果たしているにすぎない。にもかかわらず、県から特別徴収義務者に交付金を支払う必要があるのか、疑問がある。

むしろ、ゴルフ場利用税の速やかな納入等については、当然の義務を果たさない不申告者や過少申告者に対してペナルティを科すなどの厳しい対応を取るのが本来の形ではないかと思われる。類似の交付金制度のある軽油引取税については、当時の自治省からの通知により導入された制度であるため、本県独自の対応が採り難い

面があるかもしれない。しかし、ゴルフ場利用税の交付金制度は他県でも同様の制度がある県が多いとはいえ国からの通知に基づかない制度であることから見直しも容易であると思われる。

〔意見〕

県は、ゴルフ場利用税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの交付金制度を維持するのか否かについて、再検討すべきである。

【自動車取得税・自動車税】

第1 自動車取得税の概要

自動車取得税は、主たる定置場の道府県において、道路運送車両法の適用を受ける自動車（特殊自動車及び二輪車を除く）の取得者に対して課される税金である。

1 納税義務者

県内に主たる定置場のある自動車を取得した者

2 免税・非課税

- ① 取得価額が50万円以下の自動車の取得
- ② 相続による自動車の取得
- ③ 法人の合併又は分割による自動車の取得
- ④ 所有権留保付で売買された自動車で、所有権が売主から買主へ移転した場合の取得
- ⑤ 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1ヶ月以内にその自動車販売業者に返却した場合

3 減免

徳島県税条例第41条により、社会福祉法人や身体障害者等について一定の要件に該当する場合には自動車取得者の申請により自動車取得税が減免される。

4 税率

軽自動車・・・取得価額×3%

自家用自動車・・・取得価額×5%

営業用自動車・・・取得価額×3%

なお、低公害自動車及び低燃費自動車については、非課税規定や税率又は課税標準の軽減措置が規定されている。

5 申告と納税

自動車を取得した者が、新規登録、新規検査、軽自動車の使用の届出、移転登録、自動車検査証の記載事項の変更等をする場合に、東部県税局自動車税庁舎に申告し、納税

6 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自動車取得税	2,170,505	1,945,784	1,310,892
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	2.5%	2.3%	1.8%

7 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	34,385	1,310,892	1,310,892	—	—
南部総合県民局	—	—	—	—	—
西部総合県民局	—	—	—	—	—
合計	34,385	1,310,892	1,310,892	—	—

第2 自動車税の概要

自動車税は、県内に主たる定置場のある道路運送車両法の適用を受ける自動車(軽自動車、特殊自動車及び二輪車を除く)の所有者に対して課される税金である。

1 納税義務者

県内に主たる定置場のある自動車の所有者(割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされる)

2 課税減免、減免及び軽減措置

徳島県税条例第48条の2、第53条、第53条の2、第53条の3及び第53条の4により、社会福祉法人や身体障害者等について一定の要件に該当する場合には申請により課税減免、減免及び軽減措置が受けられる。

3 税率

自動車の種類、排気量等によって定められている。主なものは次のとおり。

① 乗用車

(年額、単位 円)

区分	営業用	自家用
総排気量 10以下	7,500	29,500
総排気量 10超 1.50以下	8,500	34,500
総排気量 1.50超 20以下	9,500	39,500
総排気量 20超 2.50以下	13,800	45,000
総排気量 2.50超 30以下	15,700	51,000
総排気量 30超 3.50以下	17,900	58,000
総排気量 3.50超 40以下	20,500	66,500
総排気量 40超 4.50以下	23,600	76,500
総排気量 4.50超 60以下	27,200	88,000
総排気量 60超	40,700	111,000

② トラック

区分	営業用	自家用
最大積載量 1 トン以下	6,500	8,000
最大積載量 1 トン超 2 トン以下	9,000	11,500
最大積載量 2 トン超 3 トン以下	12,000	16,000
最大積載量 3 トン超 4 トン以下	15,000	20,500
最大積載量 4 トン超 5 トン以下	18,500	25,500
最大積載量 5 トン超 6 トン以下	22,000	30,000

最大積載量 6 トン超 7 トン以下		25,500	35,000
最大積載量 7 トン超 8 トン以下		29,500	40,500
最大積載量 8 トン超		29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 4,700 円を加算	40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 6,300 円を加算
けん引車	小型自動車	7,500	10,200
	普通自動車	15,100	20,600
被けん引車	小型自動車		3,900
	普通自動車	最大積載量 8 トン以下	7,500
		最大積載量 8 トン超	7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算

③ 貨客兼用車

区分		営業用	自家用
最大積載量 1 トン以下	総排気量 1.0以下	10,200	13,200
	総排気量 1.0超 1.50以下	11,200	14,300
	総排気量 1.50超	12,800	16,000
最大積載量 1 トン超 2 トン以下	総排気量 1.0以下	12,700	16,700
	総排気量 1.0超 1.50以下	13,700	17,800
	総排気量 1.50超	15,300	19,500

④ バス

区分	営業用		自家用
	一般乗合用	その他	
乗用定員 30 人以下	12,000	26,500	33,000
乗用定員 30 人超 40 人以下	14,500	32,000	41,000
乗用定員 40 人超 50 人以下	17,500	38,000	49,000
乗用定員 50 人超 60 人以下	20,000	44,000	57,000
乗用定員 60 人超 70 人以下	22,500	50,500	65,500
乗用定員 70 人超 80 人以下	25,500	57,000	74,000
乗用定員 80 人超	29,000	64,000	83,000

⑤ キャンピングカー

区分	自家用
総排気量 10以下	23,600
総排気量 10超 1.50以下	27,600
総排気量 1.50超 20以下	31,600
総排気量 20超 2.50以下	36,000
総排気量 2.50超 30以下	40,800
総排気量 30超 3.50以下	46,400
総排気量 3.50超 40以下	53,200
総排気量 40超 4.50以下	61,200
総排気量 4.50超 60以下	70,400
総排気量 60超	88,800

なお、平成14年度より、排出ガス、燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなる自動車税のグリーン化制度が始まっている。

4 申告と納税

① 4月1日現在の所有者は、5月に東部県税局自動車税庁舎から送付される納税

通知書により5月31日までに納税

- ② 4月1日以後に新規登録した場合は、登録の時に申告し、新規登録した月の翌月から月割計算した額を納税

5 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自動車税	11,845,626	11,523,614	11,278,522
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	13.5%	13.9%	15.7%

6 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	262,349	8,737,384	8,548,312	26,011	163,061
南部総合県民局	39,953	1,419,624	1,378,384	5,818	35,422
西部総合県民局	31,980	1,121,514	1,089,533	2,705	29,276
合計	334,282	11,278,522	11,016,229	34,534	227,759

第3 指摘及び意見

1 課税保留の手続

- ① 自動車税は、本来道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によって課税されるところ、県は、車体検査の有効期限を6ヶ月以上経過した自動車に対する課税を保留にするという取扱いをしている。その金額は平成21年3月31日現在で、6196件、2億3906万2300円である。

この取扱いについて、県は、下記の総務部長通達（抜粋）に基づくものであると説明する。

「自動車税の取扱いについて」（昭和48年2月26日・税第71号）

第二 課税保留等

自動車税の課税については、道路運送車両法第四条の規定による登録の有無によっているが、登録されている自動車であっても、滅失、き損等により道路の運行の用に供することができない場合又は納税者の居所不明等の場合は、次により取り扱うこと。

なお、この取扱いに当たっては、明らかに道路の運行の用に供することができないと認められる自動車に限り適用することとし、いやしくも納税意識の高揚に背ちするような措置は厳に慎むべきものであること。

一 課税保留等の措置

（中略）

（6）所在が不明の自動車

自動車の所在が不明のもので車体検査の有効期限を六月以上経過した自動車のうち、近隣者、当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査を行っても自動車の所在が不明と認められるものは、自動車税課税保留等調査一覧表（様式第三号）を作成し、当該自動車の車体検査の有効期限満了の日の属する月の翌月から減額し、当該満了の日の属する年度の翌年度以後について課税を保留すること。

上記総務部長通達の内容は、課税保留が非常に限定された場合についての取扱いである上、「明らかに道路の運行の用に供することができないと認められる自動車に限り適用することとし、いやしくも納税意識の高揚に背ちするような措置は厳に慎むべきものであること」との注意喚起がなされている点に鑑みても、それ自体問題があるとは思われない。

② しかし、実際の課税保留の取扱いは、上記総務部長通達に明らかに反している事例が少なからず見受けられた。

具体的には、上記総務部長通達で要件とされている「近隣者、当該自動車の購

入先その他関係者と認められる者について綿密な調査」がなされている形跡がなく、「自動車の所在が不明」であることの確認がなされていない例が見受けられた。

現在、課税対象車両数が膨大となっているという事情は理解できるが、上記総務部長通達の要件を満たしていない事例において、課税を保留するという重要な取扱いの際の処理としては不適切であるという他ない。

〔指摘〕

県は、自動車税の課税保留の手続の際には、上記総務部長通達が存在する以上その要件を厳格に守るべきである。

2 身体障害者等への減免手続

① 自動車取得税、自動車税は、下記の自動車に対しては、県条例上申請により課税が減免される（実際には全部減免のみであり一部減免はない）。

1) 本人運転 「専ら」身体障害者本人の運転で、日常生活の足代わりとして使用される自動車

2) 家族運転 同居の親族の運転で、「専ら」障害者の通学、通院、通所、生業及び週末帰省の用に継続して使用される自動車

3) 介護者運転 介護者の運転で、「専ら」障害者（障害者のみで生活している者に限る）の通学等の用に継続して使用され、かつ障害者のためにのみ使用される自動車

4) 身体障害者等の人が利用するために構造を変更した自動車

② 上記の減免申請がなされた場合、県は、条例に基づく施行規則の要件である「専ら」の判断を、上記各目的に従った使用（通学等）が月4回程度あるか否かにより、行っている。

しかし、月4回程度の使用で上記「専ら」の要件を満たしているとの運用は、明らかに条例及びそれに基づく施行規則の文言と齟齬がある。

〔意見〕

県は、月4回程度の使用をもって条例及びそれに基づく施行規則の「専ら」の

要件を満たしているとするが、この判断は合理的といえない。条例及びそれに基づく施行規則と運用の齟齬の解消に努めるべきである。

- ③ 減免申請の手続では、障害者手帳の原本の提示を求め、受付を担当した職員が、減免申請書の「手帳番号」「障害等級」等の記載内容を原本で確認しているとのことである。

しかし、減免申請書には受付担当職員の押印をする欄が1ヶ所あるものの、それとは別に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄などはなく、受付に際して確実に原本確認されているか否か、必ずしも明らかではない。これでは、原本の確認漏れも否定できない。

〔意見〕

県は、減免申請書に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄を設けるなどして、確実に原本確認がなされるような手順に改めるべきである。

- ④ また、障害者本人運転の場合には、一度減免申請した以降の年度については、現況確認の往復はがきを送付し、返送されるはがきの内容によって確認しているとのことである。そして、はがきが返送されない場合には、個別に電話をして現況を確認しているとのことであった。

しかし、はがきの内容だけで正確な使用状況が確認できるとは考えがたい（返送されるはがきに記載してもらうのは自動車の登録番号、住所氏名等、免許証の有効期限だけである）。

〔意見〕

毎年来庁は障害者本人に負担が大きいことは理解できるが、ある程度の年数おきに来庁を依頼して直接使用状況等を確認するなど、もっと正確な使用状況の確認方法を検討すべきである。

- ⑤ さらに、はがきが返送されない場合の電話確認の内容は、調査リストに記録する扱いになっているようであるが、実際に残されている記録リストの内容は極め

て不十分である。具体的には、電話をした日時等が記載されていない、具体的な記載内容は前後の経緯を知っている者以外の第三者が見れば全く理解できない内容となっている、記載に代えて別の書面が綴じられているだけとなっている、鉛筆書きになっているなどの記録が散見される状態であった。

〔意見〕

電話確認の記録は、税の減免という重要な手続に関わるものであることを十分認識し、形式面、内容面共に厳密で客観的な記録の作成を心掛けるべきである。

- ⑥ 加えて、減免申請について作成されている書類を見ると、専ら担当者にて判断がなされ、それに対しての決裁は多数の申請を一括した決裁となっている。このような決裁のあり方では、個別の申請についてのチェックができない可能性があり、担当者の判断誤りがあっても見逃されてしまうおそれが否定できない。

繰り返すが、税の減免という重要な手続に関わるものであるから、個別の申請ごとに決裁をするなど、複数の目で申請内容を確認すべきである。

- ⑦ 次に減免の金額についてであるが、条例上は減免となっているものの実際には申請に対して要件を具備する以上、全部減免されることになっている。

平成21年度における総排気量3.0ℓ超の定期課税分の減免状況は以下のとおりである。

(単位 円)

「本人運転」

区分	車種	税率	減免件数	減免合計金額
総排気量 3.0ℓ 超 3.5ℓ 以下	普通乗用車	58,000	112	6,432,200
	小型貨物車	16,000	2	33,600
	キャンピング車	46,400	2	97,400
	小計		116	6,563,200
総排気量 3.5ℓ 超 4.0ℓ 以下	普通乗用車	66,500	51	3,454,800
	小型貨物車	11,500	1	12,600

	キャンピング車	53,200	1	8,800
	小計		53	3,476,200
総排気量 4.0L 超 4.5L 以下	普通乗用車	76,500	35	2,715,500
	キャンピング車	61,200	4	269,200
	小計		39	2,984,700
総排気量 4.5L 超 6.0L 以下	普通乗用車	88,000	23	2,015,200
	普通貨物車	16,000	1	16,000
	キャンピング車	70,400	1	70,400
	小計		25	2,101,600
総排気量 6.0L 超	普通貨物車	16,000	1	17,600
	普通貨物車	20,500	1	22,500
	普通貨物車	46,800	1	51,400
	小計		3	91,500
合計				15,217,200

「家族運転」

区分	車種	税率	減免件数	減免合計金額
総排気量 3.0L 超 3.5L 以下	普通乗用車	58,000	42	2,450,500
	小型貨物車	11,500	1	12,600
	キャンピング車	46,400	1	46,400
	特殊用途車	16,000	1	16,000
	小計		45	2,525,500
総排気量 3.5L 超 4.0L 以下	普通乗用車	66,500	3	206,100
	小計	66,500	3	206,100
総排気量 4.0L 超 4.5L 以下	普通乗用車	76,500	5	382,500
	キャンピング車	67,300	1	67,300
	小計		6	449,800
総排気量 4.5L 超 6.0L 以下	普通乗用車	88,000	10	906,400
	キャンピング車	70,400	1	70,400

	小計		11	976,800
合計				4,158,200

また、このうち総排気量4.0L超の普通乗用車について、車名と総排気量を調査すると以下のとおりであった。

「本人運転」

総排気量4.0L超4.5L以下

普通乗用車35台

車名	総排気量
フォード エクスプローラ	4,010
ニッサン シーマ	4,130
ニッサン サファリ	4,160
シボレー ブレイザー	4,290
トヨタ セルシオ	4,290
トヨタ クラウンマジェスタ	4,290
トヨタ ランドクルーザー 80	4,470
ニッサン シーマ	4,490
ニッサン プレジデント	4,490

「家族運転」

総排気量4.0L超4.5L以下

普通乗用車5台

車名	総排気量
トヨタ アリスト	4,290
トヨタ セルシオ	4,290
トヨタ クラウンマジェスタ	4,290

総排気量4.5L超6.0L以下

普通乗用車23台

車名	総排気量
キャデラック セビル	4,560
レクサス LS460	4,600
トヨタ ランドクルーザー 100	4,660
メルセデス・ベンツ Sクラス	4,960
メルセデス・ベンツ Eクラス	4,960
レクサス ハイブリッド LS600h	4,960

総排気量4.5L超6.0L以下

普通乗用車10台

車名	総排気量
キャデラック セビル	4,560
トヨタ ランドクルーザー 100	4,660
メルセデス・ベンツ SL	4,960
メルセデス・ベンツ Sクラス	4,960
キャデラック フリートウッド	5,720
ハマー	5,960

メルセデス・ベンツ Sクラス	4,970	メルセデス・ベンツ Sクラス	5,980
メルセデス・ベンツ Eクラス	4,970	ダイムラー ジャガー	5,990
BMW M6	4,990		
フォード リンカーン	5,440		
メルセデス・ベンツ Sクラス	5,460		
メルセデス・ベンツ Sクラス	5,540		
シボレー コルベット	5,660		

身体障害者等への減免制度は、身体障害者等の積極的な社会活動の一助となるよう税制上で配慮を加えたものであるところ、大型乗用車に対してまで全部減免するという現行の取扱いは一般的な県民感情にそぐわないものであると思われる。

〔指摘〕

自動車税について、一律に全部減免とするのではなく、一部減免の制度も取り入れて、減免制度の弾力的な運営を図ることを検討すべきである。

3 社会福祉法人等の自動車税の課税減免

社会福祉法人等が所有あるいは使用する自動車のうち、専らその本来の事業の用に供するものに対しては自動車税が課されない。

この点一度申請がなされて減免されれば、翌年度以降の自動車税について何らの確認もせずに減免とされることになる。

しかし、社会福祉法人といってもその車両が事後に他目的で使用される可能性は否定できない。

〔意見〕

社会福祉法人の自動車についても、使用目的等減免の要件を満たしているか定期的に確認すべきである。

4 県外ナンバー車両に対する対応

- ① 自動車税は、県内に主たる定置場のある自動車所有者に課税される。

そして実務上は、道路運送車両法の規定に基づいて登録されている住所を基準に課税がなされている。これは、「地方税法の施行に関する取扱について」において、主たる定置場の認定にあたっては、「道路運送車両法第6条の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置をもって、主たる定置場とすること」と定められていることに基づくものである。

- ② しかし、実際には他県で自動車を取得し、その後県内へ住所を移転したものの、登録住所を変更せず、県外ナンバーのままその自動車を使用しているケースが多数存在する。このようなケースは、県内に主たる定置場を移しているはずであるから、本来は本県において自動車税の課税対象者になるはずであるが、課税できない事態となっている。このような状態が望ましくないことは明らかである。

〔意見〕

実際の課税は、道路運送車両法の規定に基づいて登録されている住所を基準に行われることから、県が直接課税対象者に対し、登録変更を指導することは困難であるが、少なくとも県は、住所変更を行い主たる定置場所を移した場合には、車両の登録住所を変更すべきことを広く伝え、啓発すべきである。

5 A協会との契約関係

- ① 自動車取得税及び初回の自動車税の納付は、自動車税証紙の購入という形で納税される。県は、この自動車税証紙の「証紙売りさばき人」及び自動車税証紙の代用納付方法である自動車税証紙代金収納印の押印を行う「証紙代金収納計器取扱者」として、A協会一者を指定し、さらに、このA協会と、「自動車取得税及び自動車税に係る申告書等の精査検算業務並びに自動車税の納税証明書（継続検査用）の交付業務」についての委託契約（以下「本委託契約」という）を、一者随意契約にて締結している。

これによりA協会は、証紙売りさばき人及び証紙代金収納計器取扱者として、県から証紙売りさばき手数料（現在は証紙売りさばき手数料は取扱いがないため

発生していない)及び証紙代金収納計器取扱手数料を受け取り、かつ本委託契約に基づく委託料を受け取っている。平成21年度におけるその額は、証紙代金収納計器取扱手数料11,992,525円、委託料15,743,700円、合計27,736,225円にも上る。

- ② 本委託契約は、昭和58年からずっと一者随意契約にて締結されているが、このような契約について、競争原理が働かず、したがって経済合理性の追求がなされない一者随意契約にて締結することは、疑問がある。県は一者随意契約の理由として、本委託契約の相手方は証紙売りさばき人及び証紙代金収納計器取扱者に指定されていなければならないからであるという趣旨の説明をするが、合理性のない説明である。

例えば、自動車税等の申告等の精査検算業務等に関する委託契約について入札を行い、その結果に基づいて証紙売りさばき人及び証紙代金収納計器取扱者の指定を変更するという方法も考えられる。

また、他の自治体では、証紙や証紙代金収納計器を使用せず、指定金融機関からの派出員が現金を処理するという方法で対応しているところや、自動車税等の証紙徴取に係る証紙代金収納の事務を従前委託していた社団法人以外の私人へ委託することを検討しているところもある。

いずれにしても、一者随意契約としなければならない理由はない。

- ③ また、本委託契約の業務を行ううえで証紙代金収納計器の取扱いは不可分に発生する作業であり、いわば一連の作業といえる。この一連の作業に対して実際は上記のとおりA協会が、証紙代金収納計器取扱者としての手数料と本委託契約に基づく委託料を受け取っており、その手数料について、県は一般の県証紙売りさばき手数料と比較すると1/2にも満たないと説明するものの、その金額は上記のとおり合計27,736,225円にも上る。

〔指摘〕

県は、同一業者に対し委託料に加えて証紙代金収納計器取扱者としての手数料を支払うにしてもその額はかなりの低額とすべきである。さらには、証紙や証紙

代金収納計器を使用しない方法やその他入札による契約締結が可能な事務処理を具体的に検討し、早期に入札による契約締結への移行をすべきである。

6 自動車税納付書印刷等委託契約について

① 県は、自動車税納税通知書等作成業務についての委託契約（以下「自動車税納税通知書作成契約」という）を、A社との間で一者随意契約にて締結している。同契約は、昭和40年代から長きにわたってA社との間で継続的に締結されてきた。平成21年度の同契約の委託料は、9,963,648円であった。

② このように自動車税納税通知書作成契約の委託料は一者随意契約にて締結するには高額であり、その妥当性には疑問がある。

県は、大量処理や処理内容が複雑であること、従前封筒についてシーリング（圧着式）という特殊な方式をとっていたことなどを理由に、一者随意契約にて締結していたと説明する。

しかし、仮に特殊なシーリング方式であったため対応業者が他に存在せず、一者随意契約にて締結せざるを得なかったのであれば、特殊なシーリング方式自体の見直しを検討すべきであったと思われる。また、平成21年度からはシーリング方式から封入封緘方式に変更し、入札が実施可能となったにもかかわらず、A社と継続して一者随意契約にて締結しており、その点でも疑問がある。

実際に、平成21年12月になされた調査によれば、各自治体の自動車税納税通知書作成契約についての委託の状況は、競争入札（一般、指名）が27、一者随意契約が13、その他が6である。なお、その他の6についても、プロポーザル方式等何らかの競争原理を導入している。

県は、当該包括外部監査を端緒として平成23年度業務について入札を実施したと説明するが、応札業者は県外業者を含め2者にとどまっている。

〔指摘〕

自動車税納税通知書作成契約については、より多くの参入を得られるような工夫を行い、今後も継続的に入札等を導入すべきである。

- ③ また、自動車税納税通知書作成契約では、県から A 社に対して自動車税の課税に関する情報がデータで交付され、A 社はそれをもとに通知書等を印刷し、封入封緘し、納品する。

このように、A 社は極めて重要な個人情報を取り扱う立場となることから、下記のとおり数々の義務を負担している。

【委託契約書】

第 7 条（資料の保管）

乙（A 社）は、委託業務に係る資料を適正に保管しなければならない。

第 15 条（再委託等の禁止）

乙（A 社）は、受託業務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（県）の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

第 19 条（秘密の保持）

乙（A 社）は、受託業務を処理するに当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約終了後又は解除後も効力を有する。

第 20 条（目的外の使用禁止）

乙（A 社）は、甲（県）が指示した以外の目的のために、この受託業務に係る資料、成果品その他履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という）を使用してはならない。

- 2 乙（A 社）は、甲（県）が別に指示する以外に成果品を複製し、又は複製してはならない。

- 3 乙（A 社）は、甲（県）の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

第 21 条（個人情報の保護）

乙（A 社）は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第22条（情報セキュリティの対策）

乙（A社）は、この契約による委託業務を処理するための情報資産の取り扱いについては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

なお、別記1「個人情報取扱特記事項」には、秘密の保持、情報の適正な管理、複写又は複製の禁止、再委託の禁止等が明記されている。

また、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」には、情報の適正な管理、再委託の禁止等が明記されている。

ところが、A社は平成21年度の自動車税納税通知書作成について、封入封緘方式に対応することができないという理由から、その大半の作業を県外の業者に再委託していた。

再委託については、県に事前の了承を得るという手続は一切とられなかったし、事後的な報告もなされていなかった。

④ このような事態は、あってはならないものである。

またこのようにA社の処理に問題があったが、外部監査人が調査確認するまで事態を認識すらしていなかった県の対応も問題があった。少なくとも、自動車税庁舎では、作成された自動車税納税通知書がA社の営業所も工場もない他県から送付されていることは認識していたようであり、情報管理に対する意識が高ければ、早期に問題に気づいた可能性はあったと思われる。

〔指摘〕

県は、特に課税等高度な個人情報については、その管理を徹底するとの意識を持ち、委託契約に伴って外部に情報を交付する際には厳密な確認や対応が必要である。

【軽油引取税】

第1 軽油引取税の概要

軽油引取税は、元売業者（軽油の製造、輸入又は販売をすることを業とする者で総務大臣が指定する者）又は特約業者（元売業者との間に締結された販売契約に基づいて元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、都道府県知事が指定する者）からの現実の納入を伴う軽油の引取りに対して課される税金である。

1 納税義務者

元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者

2 免税

次の用途に軽油を使用する場合で、免税の手続を受けたときは課税されない。

- ① 石油化学製品製造業を営む者がエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途
- ② 船舶、鉄道・軌道用車両の動力源
- ③ 航路標識等の公共施設の電源用
- ④ 農業、林業用の機械の動力源
- ⑤ 陶磁器製造業、鉄鋼業、電気供給業、鉱物の採掘事業、廃棄物処理事業、木材加工業等のための一定の用途

3 税率

軽油1キロリットルにつき32,100円

なお、平成22年度税制改正により、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、軽油1キロリットルにつき15,000円となる。

4 申告と納税

特約業者又は元売業者が、軽油の引取りを行った者から代金と一緒に税金を受取り、毎月分を翌月末までに申告し、納税

5 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
軽油引取税	6,947,339	5,993,638	6,014,891
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	7.9%	7.2%	8.4%

6 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

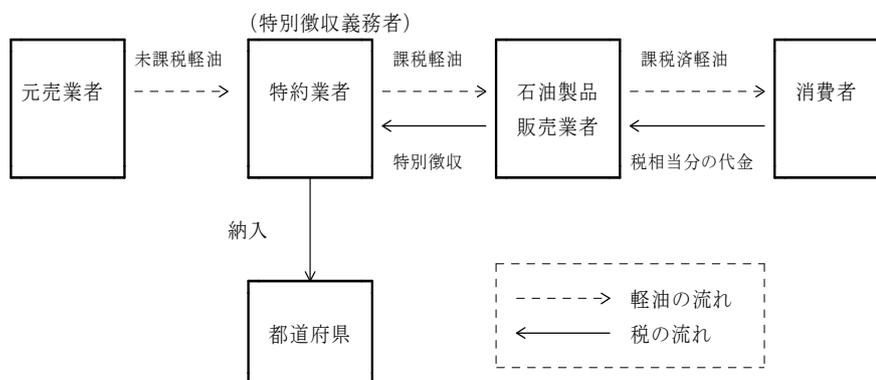
(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	1,213	5,724,580	5,699,041	6,644	18,895
南部総合県民局	125	112,736	112,736	—	—
西部総合県民局	58	177,575	177,575	—	—
合計	1,396	6,014,891	5,989,352	6,644	18,895

第2 指摘及び意見

1 他県納税義務者の調査

① 軽油の課税についての代表的な事例は下記の図のとおりである。



- ② 軽油は、基本的には特約業者から石油製品販売業者へ現実の納入行為がある場合に課税されるが、その中で他県在住の特約業者から徳島県への納税義務が発生するケースがある。

この点、県内の特約業者については定期的に実地調査を行い、申告内容の妥当性を検証しているが、他県在住の特約業者の申告内容については、特段のチェックがなされていない。軽油引取税の申告については、他県での申告内容がシステム上確認できるようになっており、また、各種不一致リストが出力されているが、その情報量が多く、しかも、データの中に、原因の追究が非常に困難な不一致や、記入者による単純な記載誤りを原因とする不一致等が含まれていることから、出力されたものをそのままファイルしている状況である。

しかし、これでは課税漏れの危険は否定できない。たとえ情報量が多く、不一致データが多くても、必要な知識と経験を積んだ担当者がこれを精査すれば、他県納税義務者の調査を行うことは十分に可能であると思われる。

〔意見〕

軽油流通情報管理システムの運用には、毎年度約400万円弱の費用が発生している。県は、この費用を無駄にしないためにも存在するシステム上の情報を有効活用し、他県納税義務者の調査を実施すべきである。

2 特別徴収義務者に対する交付金

県は、規則を制定し、軽油の特別徴収義務者に対して交付金を支払っている。その基準は前年の3月1日から当該年の2月末日までの期間中の軽油の引取りに係る軽油引取税について、納期限内に納入された金額の2.5%、徴収猶予期限内に納入された金額の2.3%であり、その額は、下記のとおりである。

(単位 千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件数	102件	103件	105件
交付金総額	171,364	162,748	141,353

この交付金制度の目的は、軽油引取税の特別徴収制度の適正な運営を図るととも

に、県税収入の確保を期するということにあるようである。

しかし、軽油引取税の最終的な負担者は消費者であり、特別徴収義務者は消費者が負担することになる軽油引取税を一次的に預かって納めているに過ぎず、極めて当然の義務を果たしているにすぎない。にもかかわらず、県から特別徴収義務者にこれほどの額の交付金を支払う必要があるのか、疑問がある。

むしろ、軽油引取税の速やかな納入等については、当然の義務を果たさない不申告者や過少申告者に対してペナルティを科すなどの厳しい対応を取るのが本来の形ではないかと思われる。また、交付金制度を維持するとしても、不申告等の事実があった特別徴収義務者に対しては、ペナルティとして交付基準（交付率）を下げるなどの対応をすべきである。

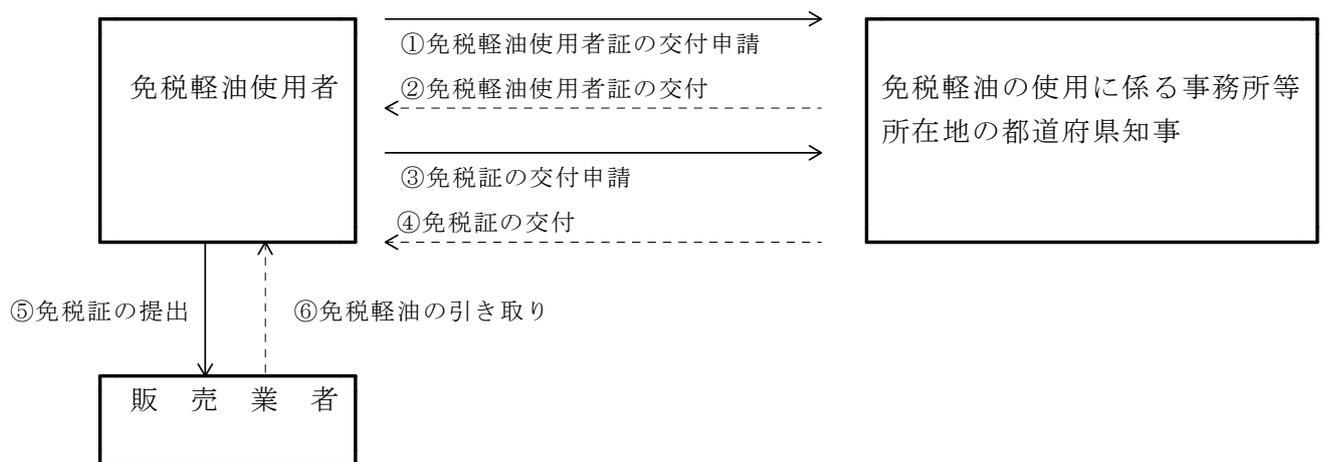
〔意見〕

県は、軽油引取税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付金の交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの制度を維持するのか否かについて、再検討すべきである。

3 軽油引取税の免税等に係る手続

① 軽油引取税は、船舶の動力源や農業、林業用の機械の動力源に軽油を使用する場合など、法令に定められた特定の用途に使用される軽油については、一定の手続を受けることにより、軽油引取税の課税が免除される。

軽油の免税の流れは下記のとおりである。



② このような免税を受けられる軽油の使用者には、県から免税証が交付される。免税軽油使用者は、免税証を石油製品販売業者に提出することによって、税金を差し引いた額で軽油を購入できることになる。そして、免税軽油使用者が実際に免税対象となる目的のみに使用しているか否かについては、報告書を提出してもらうことで確認する取扱いとなっている。

③ この点、徳島県税事務処理要綱では、この報告書の提出手続を簡素化している。例えば、農業用の機械の動力源に使用する軽油に関する免税については、レシートの提出だけでよいとされている。

しかし、軽油引取税の免税については、事後的な使用の実態の確認こそが課税漏れを防ぐもっとも有効な手段であるのであるから、安易に報告書の提出手続を簡素化するのは問題である。

④ また、報告書の内容について、具体的な裏付け資料の提示を求める、あるいは個別に聞き取り等調査をするなど、確認の手続をとっていない例も見受けられた。

この点、報告書が提出されるたびにその内容の確認手続をとるのは困難であるとしても、正確な報告をしなければならないという意識を喚起し、それによって課税漏れを防ぐという意味でも、ある程度の周期でサンプル的に調査等、確認手続をとることは必要ではないかと思われる。

- ⑤ 実際に免税証の発行状況を確認したところ、免税証を森林組合名義や漁業組合（あるいは組合代表者）名義で発行されているケースが散見された。これらのケースでは、軽油をまとめて購入して各組合員の使用量を取りまとめて報告するという形式を採っている。しかし、このような形式であれば、なおさら正確な報告がなされているのかどうか、疑問が残る。

また、軽油を保管するタンクを管理している組合ならまだしも、このようなタンクを管理していない組合についても、組合代表者名義でまとめて購入しているケースがあり、このような形式で免税を認めてよいのか、疑問がある。

〔指摘〕

軽油引取税の免税等の手続はたぶんに形骸化しており、このような実情では課税漏れが発生するおそれがあることから、県は今一度その手続を見直し、報告書の形式や調査方法等をもっと充実させるべきである。

4 在庫差についての調査報告書

県は、特別徴収義務者から、毎月の軽油の在庫量の変動について報告書を提出してもらっている。

しかし、県がこの内容をきちんと確認しているのかどうか、強い疑問がある。

この点、外部監査人が一部の報告書の内容を確認したところ、毎月のように実在庫量が帳簿在庫量よりも大きく上回っている特別徴収義務者がいた。そして、このような不自然な内容に対して、県が特段確認を行った様子はなかった。

これではこのような報告書の提出を求めている意味がない。

〔意見〕

県は、提出される在庫量に関する報告書をきちんと確認し、不自然な点があればさらに具体的な調査をすべきである。

【鉦区税】

第1 鉦区税の概要

鉦区税は、地下の埋蔵鉦物を採掘するという特権を与えられていることに対して課される税金である。

1 納税義務者

県内に鉦区を持っている鉦業者

2 税率

鉦区の種類		税額
砂鉦を目的としない鉦区	試掘鉦区	面積 100 アールごとに年 200 円
	採掘鉦区	面積 100 アールごとに年 400 円
砂鉦を目的とする鉦区		面積 100 アールごとに年 200 円

3 申告と納税

- ① 鉦業者の取得、消滅又は変更の日から 10 日以内に申告
- ② 東部県税局、総合県民局から送付される納税通知書により 5 月末までに納税

4 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
鉦区税	1,726	1,717	1,717
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	0.0%	0.0%	0.0%

5 平成 21 年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
--	-----	-----	-------	-------

	件数	税額			
東部県税局	7	249	249	—	—
南部総合県民局	47	1,468	1,248	—	220
西部総合県民局	—	—	—	—	—
合計	54	1,717	1,497	—	220

第2 指摘及び意見

1 未納額の徴収

鉦区税は、調定額自体が小さいものの、未納額の割合が大きい。

未納となっている例の中には、長期間鉦業権を差し押さえていたが売却ができず、結局四国経済産業局が鉦業権を抹消してしまったというものもあった。この例では、当時鉦業権の売却の見通しがどの程度あったのか、もっと他に現実的な徴収の手段はなかったのか、疑問が残る。

いずれにしても、調定額が大きくない税目についても、現実の徴収を目指した手段を検討すべきである。

【狩猟税】

第1 狩猟税の概要

狩猟税は、鳥獣保護や狩猟に関する費用にあてるために、狩猟者の登録を受ける者に対して課される税金である。

1 納税義務者

狩猟者の登録を受ける者

2 税率

(単位 円)

種類		税額
第一種銃猟免許（装薬銃）に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	16,500
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	11,000
網猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500
わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500
第二種銃猟免許（空気銃）に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500

県民税の所得割を納めなくてもよい人について、県民税の所得割を納める人の控除対象配偶者や扶養親族に該当する人（農林水産業に従事している人を除く）は、対象とならない。

3 申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに県税証紙を購入し、狩猟者登録申請書に添付して納税

4 調定額の推移

(単位 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
狩猟税	31,587	29,503	28,260
県税全体	87,927,451	83,051,851	71,659,020
構成比	0.0%	0.0%	0.0%

5 平成21年度県税局・県民局別調定及び収入状況

(単位 千円)

	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額
	件数	税額			
東部県税局	1,196	15,154	15,154	—	—
南部総合県民局	540	6,672	6,672	—	—
西部総合県民局	579	6,434	6,434	—	—
合計	2,315	28,260	28,260	—	—

第2 指摘及び意見

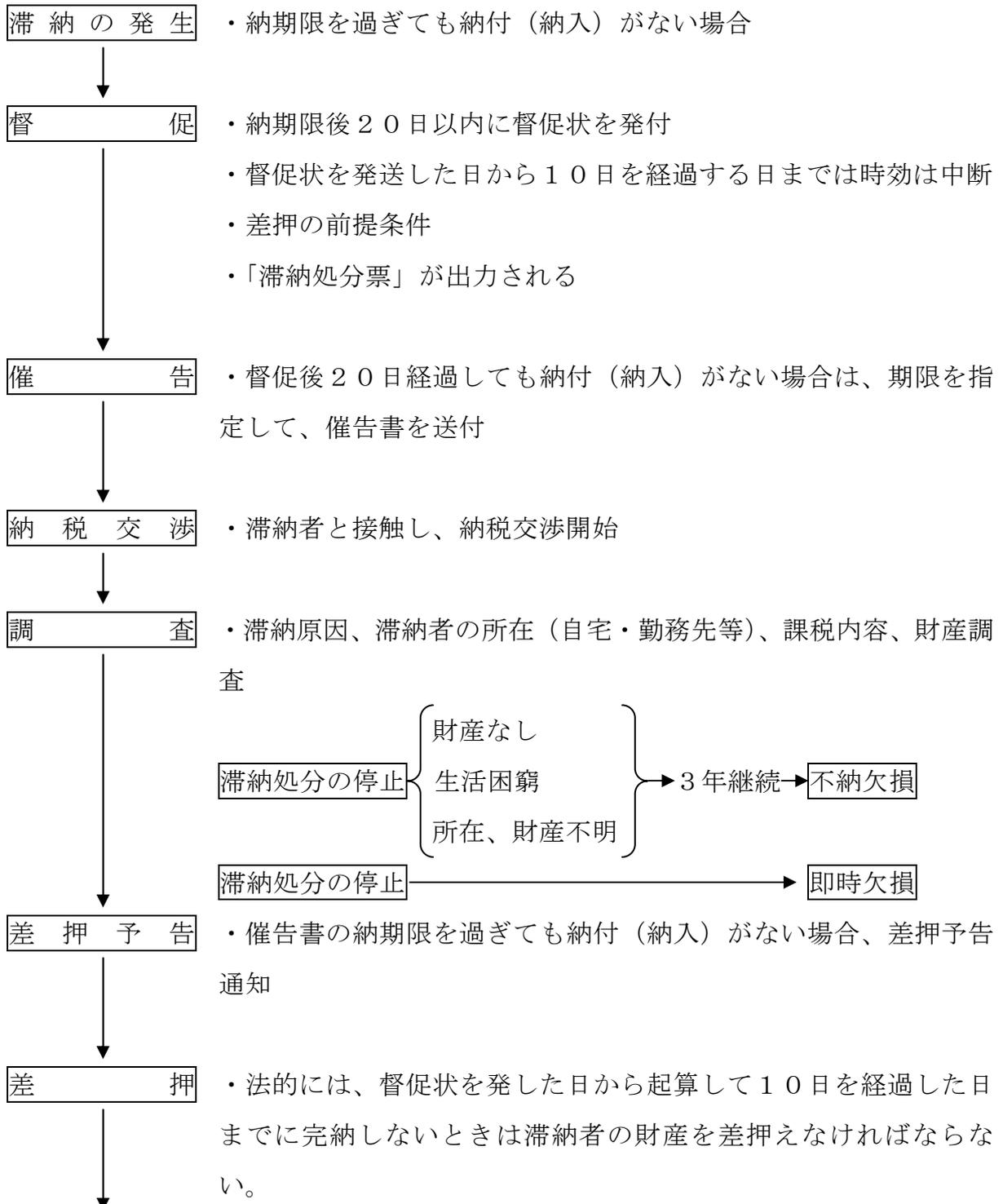
監査の結果、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

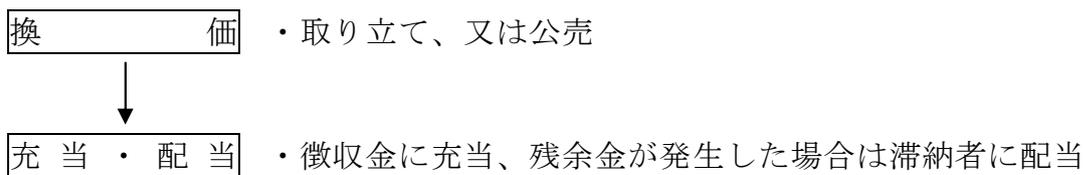
【徴税手続】

第1 徴税手続の概要

1 徴収事務の流れ

納税者が県税を納期限までに納めない場合は、以下のような流れで税の徴収を行うこととなる。





2 滞納処分の執行停止

- ① 滞納者が次の一に該当すると認められる場合には、滞納処分の執行を停止することができる。
 - 1) 滞納処分をすることができる財産がないとき
 - 2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
 - 3) 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- ② 滞納処分を停止した滞納者に、その後停止に該当する事実がないと認められる場合は、その停止を取り消さなければならない。滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 債権の消滅

- ① 滞納処分の執行を停止した場合、地方税の納付（納入）義務は、執行停止が3年間継続したときは消滅する。
- ② 滞納処分の執行を停止した場合で、県の徴収金が限定承認に係るもの等、徴収することができないことが明らかであるとき納付（納入）義務を直ちに消滅させることができる（即時欠損）。
- ③ 消滅時効
地方税法の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。時効には援用を要せず、また、権利を放棄することができない。

第2 指摘及び意見

1 事務分担及び管理

- ① 徴税手続は、各地区ごとにその担当者が割り当てられている。そして、各担当者は自分の担当地区における様々な種類の税全般につき、徴税手続事務を処理している。

その処理については、各担当者の判断に委ねられている部分が多い。例えば、滞納者に対する催告書は、一定の段階以降は各担当者が判断して発送しているし、その催告書の書式も担当者ごとに作成している。

- ② 県は徴税手続の状況を、担当者及びその上司、管理者によるミーティングを開いて進行管理をしていると説明する。

しかし、このような個別のミーティングだけで、課内全体での分析会議がなされている様子はない。

また、個別のミーティングにおいて担当者等が作成しているメモの内容を確認しても、どのような報告、分析、検討、対応がなされているのかが十分に確認できないし、具体的に問題点を議論したり事後の徴収方法について検討したりした形跡はうかがわれない。

このような管理の状況では、県全体の徴税手続が統一的に、また遺漏なく処理されているのか、十分に確認できない。

[意見]

地区ごとに事務を分担する以上は定期的に全体的な会議を開いたり議論の内容を統一的に記録したりするなど、情報をきちんと管理する態勢や手続を整える必要がある。

2 記録の作成、管理

- ① 徴税手続に関連した記録の作成、管理には不十分な点が見受けられる。

例えば、徴税手続において、2、3万円の特別地方消費税を滞納している滞納者の資力回復調査で、約6万7000円の預貯金を発見したものの、滞納者の生

活苦を理由にこれを徴収しないという対応がなされている記録があった。

しかし、滞納者の生活苦についての具体的な記載はなく、果たして上記対応が妥当であったのか否か、事後的に確認することはできない状態になっている。

- ② また、滞納処分の停止や資力調査に関する記録では、そもそも照会結果の書面が残されていなかったり、銀行調査はわずか四行に対する照会結果しかなかったり、保険やその他の財産についてどのような調査をしたのかがまったく記載されていなかったり、一部については「未回答」という結果しか残していなかったりしている例もあった。

県は、他の記録につづられていると思うなどと説明するが、その記録の確認はできなかった。このように記録の作成、管理としては不十分であり、当時の処理の是非を事後的に確認することが意識されていない。

- ③ 徴税手続は、県の歳入に直結する手続であり、納税者の権利義務に直接大きく影響する手続でもある。

他方で、県はその人事の異動により、担当者が定期的に交替することが予定されていることから、引継ぎ事務にも支障が生じることが懸念される。

[意見]

これらの事情に鑑みても、徴税手続について記録を作成し、管理することは極めて重要であって、県はこの重要性を十分に認識し、円滑な事務引継ぎ及び事後的に処理の是非が確認できるような記録の作成及びその管理を徹底すべきである。

3 滞納処分等の手続

- ① 県の徴税手続では、滞納処分の停止や欠損処分に際して、必ずしも厳密で慎重な処理がなされているとはいえない。

- ② 例えば、滞納処分は、

- 1) 滞納処分をすることのできる財産がないとき
- 2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき

3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときにその執行を停止することができる（地方税法第15条の7第1項）。そして、滞納処分の停止が3年間継続した場合には、その徴収金の納付等の義務が消滅する（地方税法第15条の7第3項）。このように要件が明確に定められ、かつ滞納処分停止の継続によって徴収金の納付等の義務が消滅するという重大な効果を生じさせることに鑑みれば、滞納処分の停止をする場合には、上記の要件に該当しているか否かについてきちんと調査確認をする必要がある。

ところが、実際の滞納処分停止の調査では、「2 記録の作成、管理」で述べたように照会結果の書面がなかったり、照会銀行数が少数に限られていたりしている例が散見された。また、資力回復調査では、銀行への照会の結果が「未回答」のままの状態になっていたり、少なくとも南部総合県民局では地方銀行1行に対する照会だけで調査を終了させているのがやや常態化していたりしている。

このように、実際の手続でなされている調査は不十分という他はない。

- ③ また、滞納処分を停止する際には、その旨を滞納者に通知をしなければならない（地方税法第15条の7第2項）。

ところが、実際の手続では、このような通知はなされていない。

地方税法は、上記のようなきちんとした調査確認をした上で滞納処分の停止をすることを認め、他方で停止をした以上はその事実を滞納者にも通知することによって明示することを要求している。つまり、本来はそれだけ厳格な手続でなければならない。

これに対し、現在の県における処理は、不十分な「調査」によって安易に滞納処分の停止を行い、事後にもこれを滞納者に通知しないという問題の多い処理をしてしまっている。この事実、県における滞納処分の停止は、地方税法の趣旨とは乖離した状態で処理されていることを示している。

- ④ さらに、県では即時欠損をする場合の明確な基準が作られていない。

例えば、未だ清算手続中の法人について、即時欠損をしてしまっている例があった。このような処理をした場合、仮に清算手続の中で何らかの財産が発生したとしてもその時点では徴収ができないという問題が生じてしまう。

その他、法人がその代表者個人に対する債権を有していることが分かっている事案で、法人について即時欠損をしている例があった。この事例では、代表者個人に財産があればそこから徴収ができるはずであるが、代表者個人の財産の有無について調査した形跡はなかった。

いずれにしても、即時欠損は、一度してしまえばその後徴収はできなくなるのであるから、極めて慎重な判断が必要である。

〔指摘〕

県は、滞納処分の停止等については地方税法の趣旨を十分に理解して法に基づいた厳格な手続をすべきであり、即時欠損についても慎重な判断をするための統一的な基準を設けるべきである。

4 延滞金の処理

① 県の徴税手続では、本税の徴収がなされればよしとして、その反面延滞金についてはあいまいな処理がなされている事例が少なからず見受けられた。

② 例えば、具体的な滞納事案に対する処理の中で、本税については長期分割による納付を求めているものの、延滞金については事実上納付を求めず、その結果延滞金の納付義務が時効により消滅してしまっている例があった。

また、法人事業税や法人県民税を滞納して多額の延滞金及び重加算金が発生し、不動産の差押えがなされている事案で、法人事業税については800万円超の延滞金、法人県民税については150万円超の延滞金の納付義務が、時効中断の措置がとられないまま時効消滅してしまっただけの例もある。

③ さらに、本税が納付された後に残存している延滞金については、まず、「未納延滞金のお知らせ」と題する通知を送付し、それでも納付がない場合は1度だけ催告書を送付するのが通例となっている。そして、延滞金のみが残っている事案に対して、差押え等の手続に及んだことはほとんどない。

このような処理では、滞納者は本税を納付したことですべての納税義務を果たしたという意識を持ってしまい、延滞金の納付義務が残っていると自覚できない

ことになる。

- ④ そして、延滞金については本税の納付があった時点でその額が調定されるという取扱いのため、本税が未納となっている延滞金の額は表面化しない。こうして表面化せず、結局調定もされず、納付もされなかった延滞金は、不納欠損処分もされない。

したがって、県は、実際には本税が完納されていないため表面化していない延滞金がいくらあるのか把握できない結果となっている。

延滞金も本税と同様に納付義務があることはいうまでもない。また、延滞金は、本税の円滑な納付を促すために規定されている側面もある。

〔指摘〕

県は、このような延滞金の存在意義等に鑑み、これをきちんと徴収するべきとの意識を明確に持ち、法的に発生した延滞金についてはすべて把握し、かつその納付状況を集約すべきである。

5 納税義務者の確認

- ① 県の徴税手続では、事情の変更があった場合に厳格な納税義務者の確認がなされず、本来納税義務者でない者に納税を求めていたケースがあった。

- ② 例えば、法人県民税の滞納がある事案で、会社が休業状態であると認識しつつ、代表者個人やその家族等個人による会社事業とは無関係の収入をあてにした分納について協議している例があった。この例では、代表者個人やその家族等が地方税法所定の第二次納税義務を負担しているか否かについて、具体的な調査確認がなされた様子はない。

また、自動車税の滞納がある事案で、本人が死亡したことを確認した後に、死亡した本人宛に催告状を送付したり、納税を求めて家族を訪問したりしている例が散見された。これらの例の中には、相続関係を戸籍等の取り寄せによって調査確認した様子がないものが複数存在した。

- ③ このような例では、本来納税義務を負わない者に納税を求めてしまっている可能性が高い。また、請求を受けている側が、自らに納税義務がないとの認識がないまま支払いをしてしまうおそれも大きい。

上記のような例について、納税義務の有無の調査は決して困難ではない。そして、この調査の手間を惜しんで義務のない者から徴収することは絶対に許されない。

[指摘]

県は、厳格な納税義務者の把握を徹底すべきであり、間違っても納税義務者でない者に納税を求めることがないようにすべきである。

6 徴税吏員の資格と権限

- ① 徴税吏員とは、道府県知事から委任を受けた道府県職員のことであるが（地方税法第1条第1項第3号）、実務的には徴税担当になった職員が、内部的な辞令によって徴税吏員の資格を取得することになる。

- ② この徴税吏員の権限は極めて大きい。

徴税吏員には、各税金についての質問調査権があり（地方税法第26条、第72条の7など）、これを拒否等した者については刑事罰まで定められている（地方税法第27条、第72条の8など）。また、徴税吏員には、滞納者の財産を差し押さえる権限がある（地方税法第72条の68など）。

したがって、徴税に関して必要な知識等は相当高度なものであり、かつ決して容易に習得できるものではない。

- ③ このように高度な知識等を要求され、また極めて大きな権限を有することとなる徴税吏員については、手厚い研修等により必要な知識等を正しく習得させ、誤った権限の行使がなされることのないような態勢を整える必要がある。

ところが県では、新たに徴税吏員になった職員は、年4回（のべ日数7.5日）程度の研修を受けることで、その知識等を得ることとされている。しかし、この程度の研修等で、必要な知識等が正確に習得できるとは考えがたい。

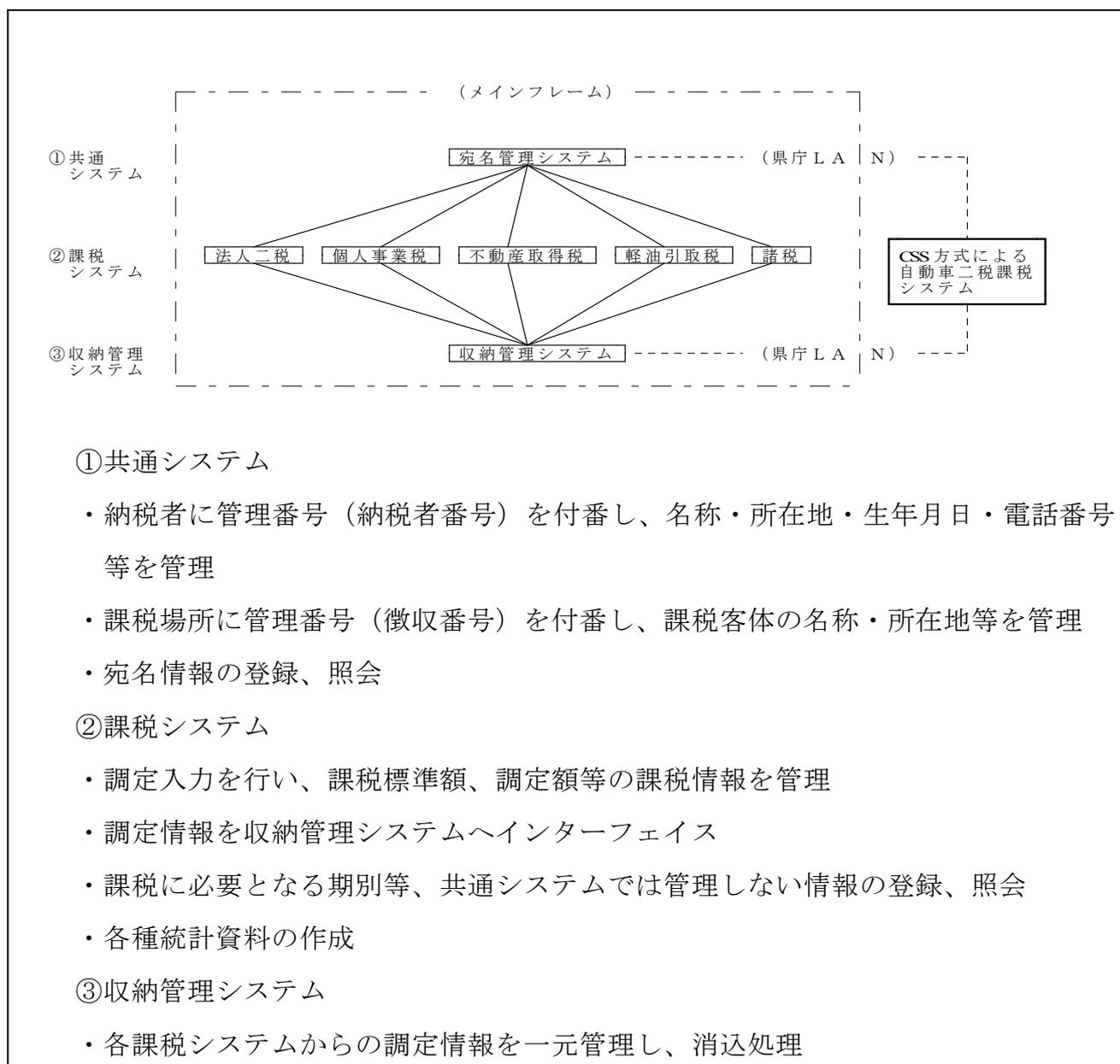
〔意見〕

県は、徴税吏員の行使しうる権限の大きさに鑑み、新任徴税吏員に対する手厚い研修を行い、必要な知識等を正しく習得するうえで十分な態勢を整えて、真の徴税吏員にふさわしい職員を養成すべきである。

7 税の賦課徴収に関する情報の管理

- ① 県では、税の賦課徴収に関する情報をトータルシステムに入力して管理している。

その構造は、下記のとおりである。



- ・ 消込後の過不足に応じ、還付、督促、催告等の処理
- ・ 各税目毎に調定、収入、欠損を管理
- ・ 滞納処分等の入力及びこれに伴う時効管理
- ・ 各種統計資料の作成

県職員には一人一人に行政事務用パソコンが割り当てられており、税務課職員はこのパソコンを使用して県税トータルシステムに接続している。

そして、このシステムを利用すれば、税務課職員のパソコンからはすべての税（そのパソコンを使用している職員が担当している税だけでなく）に関する情報を見ることができる。

② しかし、このシステムの運用には以下のような問題がある。

第一に、県職員には、行政事務用パソコンに設定されているログオンパスワードを各職員において定期的に変更するよう指導しているとのことである。また、税務課職員には、県税トータルシステムへの接続の際に必要なアクセスパスワードを各職員の異動の際に変更するよう指導しているとのことである。これらの点については、実際に指導に従った変更がなされているか否かについて何らかの形で確認をすることが望ましい。

第二に、県税トータルシステムでは、業務グループごとにパスワードが設定されているが、この業務パスワードは近年変更されていない。これでは、他の税目担当へ異動した税務課職員が、過去に担当した税目の業務パスワードを入力してこれにアクセスし、データ変更することも可能である。このようなことはしてはならないルールになっているとのことではあるが、情報管理を職員のモラルに依拠してしまっている状態には問題がある。

第三に、税務課職員には、離席時にはスクリーンセイバーにすること、スクリーンセイバーを解除するときパスワード入力が必要となるように設定することを指導しているとのことである。しかし、これではパソコン自体は起動されたままとなっているため、情報管理として不十分である。また、スクリーンセイバー

に切り替わるまでの時間や解除時のパスワード入力の有無についての設定は各職員に任されているところ、これが确实、適切に設定されているか否かについて何らかの形で確認することが望ましい。

これらの県税トータルシステムの具体的な運用を見るに、情報管理に対する意識が十分とはいえない。

〔意見〕

県は、税の賦課徴収に関する情報管理の重要性を十分に認識し、近年変更が実施されていない業務パスワードについては定期的に変更し、離席時にはパソコンの電源を落とすよう徹底し、さらに職員が使用するパソコンの各パスワードの定期的な変更やその他適切な設定がなされているか否かについて確認するなど、情報管理態勢を徹底すべきである。

第4章 監査意見の総括及び指摘・意見の一覧表

第1 はじめに

徳島県の税の賦課徴収手続は、概ね適正、適法になされているものといえるが、これまで述べてきたとおり、具体的な手続や事務処理の状況には様々な問題点も見られる。

これらの問題点を概観すると、

- ① 形式的に行われているだけで実効性を挙げているとはいえない、形骸化した手続や事務処理が多く見られる。
 - ② 手続や事務処理にあたって記録が作成されていない、あるいは公的な記録として十分な内容の記録が作成されていない。
 - ③ 法律や通知あるいはそれらの趣旨を逸脱した、あるいは趣旨を反映していない事務処理がいくつかなされている。
 - ④ 税に関する制度の中には、その制度趣旨に沿っていない運用や合理的とは思われない実態となっているものがある。
 - ⑤ 事務処理に関わる経済合理性や効率性を追求するという姿勢や費用対効果に対する意識が十分ではない。
 - ⑥ 徴税について積極的な取り組みがなされておらず、徴収率アップに向けた意識が不十分である。
 - ⑦ 情報管理が不十分であり、税に関する情報の重要性が十分意識されていない。
- という傾向が見られる。

これら問題点の具体的な状況を要約すると、以下のとおりである。

第2 問題点の具体的な状況

1 事務処理等の形骸化

事務処理等の形骸化が見受けられる場面は、実に多岐に渡っている。具体的には下記のとおりである。

これは、毎年同じ事務処理等が繰り返されるために、担当者の意識が徐々に低下してしまった結果ではないかと思われる。

事務処理等が的確になされるべきは当然であり、特に税に関する事務処理等の形骸化は課税漏れ、徴税漏れにつながるおそれがあるし、ひいては納税義務者の納税

に対する意識を不健全あるいは不十分なものとさせてしまう事態も危惧される。

今一度、税に関する各事務等の意義や重要性を再認識し、的確で実効性のある処理を心掛けるべきである。

① 個人県民税

- 1) 市町村からのヒアリングは、一市町村にかける時間が短時間にとどまっており、記録も詳細で具体的な記録とはいえず、事後にその内容についての適否や対応を的確に確認することは困難である。

このヒアリングの結果やヒアリングの実施後改善事項等は当該市町村に通知されておらず、市町村の担当者は、異動によって前任者からの引継がきちんと受けられていないこともあるようである。

これではヒアリングによる十分な効果は期待できず、実効性のある事務処理がなされているとはいえない。

- 2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない納税義務者については、具体的な調査がまったくなされていない。

結局、自主的に納入される税について形式的に受領しているだけの対応になっている。

- 3) 市町村から知事に対してなされる報告には、未納延滞金は記載されていない。

未納延滞金がまったく発生していないとは到底考えられないが、県はその他の方法によって未納延滞金を確認するなどの手段は講じることなく、提出される報告を形式的に受領するにとどまっている。

② 法人二税

- 1) 医療法人の事業税のうち、社会保険診療事業部分は非課税とされており、課税対象になる自由診療事業部分と区別する必要がある。この点、県はその確認にあたって、申告書や損益計算書上の数字を形式的に確認するにとどまっている。

- 2) 2以上の都道府県に事務所、事業所を設けているいわゆる分割法人は、各都道府県に納めるべき税額が、それぞれの都道府県に所在する事務所等の従業員数によって決定される。この点、県は外形標準課税法人以外の法人については、各法人からの申告内容を形式的に受け入れるにとどまっている。

- 3) 収益事業を行っていない公益法人等は、申請により、法人県民税が減免される。この点、県は収益事業を実施しているか否かを、税務署への申告がなされているか否かにより形式的に判断するにとどまっている。
- 4) 法人県民税均等割の金額について、県は、法人が税務署に提出する法人税申告書別表5(1)記載の金額(記載がなければ貸借対照表の数字)によって形式的に確認するにとどまっている。
- 5) 未申告法人の把握について、県は、法務局で新規に登録した法人及び税務署調査の際に申告を発見した法人のみを形式的に確認するにとどまっている。
- 6) 休業法人について、県は、基本的に法人から提出される休業届に対する書面審査及び法人税の申告状況の確認のみによって法人県民税を課税保留とし、以後はそれ以外の特段の手続をとっていない。

③ 個人事業税

- 1) 課税対象者の把握について、県は、税務署への申告の有無のみによって形式的に判断しており、独自の調査を行っていない。
- 2) 個人事業税は対象事業による収入に対して課税されるため、雑所得等、対象事業以外による収入には課税されない。この点、県は第一次的には税務署にて確認されているとの見解から、税務署への申告内容を形式的に確認するのみにとどまっており、所得区分について独自の課税指針を設けていない。
- 3) 法人と同様に、医業等を行う個人の社会保険診療事業部分については非課税とされており、課税対象になる自由診療事業部分と区別する必要がある。この点、県は一定の場合には課税対象者への照会をしているものの、照会に対する回答の内容を形式的に確認するにとどまっている。

④ 不動産取得税

課税の要件となる不動産の「取得」の事実につき、県は、法務局からの登記データ及び市町村からの情報提供によって把握している。このような把握方法だけでは現実に課税漏れが発生しているが、その原因についてきちんと検証せず、従前の把握方法を形式的に継続している。

⑤ 自動車取得税・自動車税

- 1) 身体障害者等への減免手続のうち、障害者本人運転の使用状況確認の手続は、はがきの送付のみによって行われており、その確認事項も極めて形式的な内容

にとどまっている。

また、社会福祉法人等への課税減免手続について、一度減免がなされれば以後は何ら確認をしないまま形式的に課税減免を継続している。

- 2) 自動車税は道路運送車両法の規定に基づいて登録されている住所を基準に課税される。この点、その登録住所を県外のままとしつつ、県内に定置場を移して使用している例も多数あるはずであるが、県は登録住所を基準に形式的に課税するのみであって、十分な対応をしていない。

⑥ 軽油引取税

- 1) 軽油流通情報管理システム上の情報について、具体的な調査検討をすることなく形式的に出力してファイルしている。
- 2) 免税等にかかる手続において、必要な報告書の提出手続を簡素化し、また報告書の内容を確認する手続をとることなく、形式的に処理している。
- 3) 在庫量に関する報告書の内容につき、明らかに不自然な内容が記載されているにもかかわらず、確認することなく形式的に処理している。

⑦ 県たばこ税

申告内容に対して県が行っている調査は、申告本数合計（各都道府県での申告本数合計数）と製造者が本店所在地の都道府県に報告している合計本数との整合性を確認するという、形式的な作業にとどまっている。

⑧ ゴルフ場利用税

ゴルフ場に対して県が行っている調査は、毎回決まった資料を閲覧するという、形式的な作業にとどまっている。

2 記録の不備

上記の事務処理等の形骸化とも深く関連することではあるが、事務処理等に当たって作成されるべき書類等の記録が不十分な状況が散見される。具体的な状況は、下記のとおりである。

特に税に関する事務処理等は県民の権利義務に直接関わる重要な内容であり、公的な記録がきちんと作成されるべきは当然である。また、定期的に担当職員が異動することが予定されており、すでになされた事務処理の適否を第三者が確認する必要もあるのであって、この意味でも具体的で客観的な記録の作成を徹底すべきであ

る。

① 個人県民税

市町村からのヒアリングの際に簡単な報告書しか作成していない。

② 自動車取得税・自動車税

身体障害者等への減免手続の際に、受付担当職員の押印欄はあるが、障害者手帳の原本確認欄はなく、確実に原本確認されているか否か、不明である。また、車両の使用状況について電話で確認した際に作成される記録は、内容面、形式面共に不十分である。

③ ゴルフ場利用税

一部の調査票には、調査に同行しているはずの職員の氏名が記載されていないなど、不十分な点がある。

④ 徴税手続

統一的な記録として情報管理されておらず、また、資力調査や滞納処分停止に関する記録の記載内容や資料の整理が不十分であるなど、記録の作成、管理のあり方に問題がある。

3 法令あるいは法令の趣旨を逸脱した処理

税に関する事務処理等の中には、法律や通知に基づく形式をとってはいるものの、その具体的な運用はこれを逸脱したり、趣旨を反映していなかったりする実態がいくつか認められる。具体的な実態は、下記のとおりである。

これは、法律や通知の本来の趣旨を十分に理解せず、あるいは実務の中で都合よく解釈するなどして運用してきた結果であると思われる。

課税等は法律に基づかなければならないという憲法上の要請を踏まえ、税に関する事務処理等では特に法令を厳格に遵守しなければならないとの強い意識を持ち、法令に基づかない運用は直ちに改める必要があるし、今後も安易な運用によって法令を逸脱等することのないよう常に意識を喚起し、具体的な態勢も整えるべきである。

① 法人二税

1) NPO法人に対する法人県民税は、徳島県税条例第20条の16第2項により、一定の要件に該当する場合に減免が認められている。ところが県は、従前申告義務を怠っていた法人についても減免を認めたり、申請時から過年度に遡って減免を認めたりしている。

このような処理は、本来課税対象である法人について一定の要件のもとに特に減免を認めた徳島県税条例の趣旨を逸脱するものである。

2) 県の見解によれば、事業を停止し、事務所や事業所が存在しない場合には以後法人県民税の納税義務が発生しないはずである。ところが、事業を停止し、事務所や事業所が存在しないことを知りながら、発生していないはずの税金について徴税のための交渉を継続していた事例があるなど、納税義務の有無について法律上の根拠を厳密に確認しないまま処理している。

3) 県は、法人事業税の更正を行っても、一定の場合には納税者に通知をしていない。この点、課税標準額又は事業税額を更正した場合に納税者に通知する必要があると定めた地方税法第72条の42の趣旨は、納税者に異議申立をする機会を付与することにあると考えられるところ、上記運用は法の趣旨に沿わない処理といえる。

② 県民税利子割

県は、県民税利子割の徴収について、一定の場合に不申告加算金や延滞金を徴収しない取扱いとしている。

このような取扱いに法律上の明確な根拠はない。

③ 不動産取得税

不動産取得税は、徳島県税条例第20条の27第1項により、申告義務が定められている。しかし、実際には期限内の申告がなされる例はほとんどない。そして、県は、本来期限内申告が必要である不動産取得税の軽減措置について、期限後申告の場合にもその適用を認めている。

仮にこの申告義務が周知されていないからといって、このような運用することに法的な根拠がないことに違いはない。

④ 自動車取得税・自動車税

1) 県の総務部長通達は、一定の場合に自動車税の課税を保留する取扱いを認めている。しかし、実際に県が課税保留をする場合、この総務部長通達の要件の

一部を確認していない運用が少なからず見受けられた。

このような運用は通達を逸脱している。

- 2) 身体障害者のために使用される一定の車両について、自動車税等が減免される制度がある。

この点県条例及びそれに基づく施行規則上は「専ら」身体障害者のための使用を行うことが要件とされているが、県は、上記「専ら」の判断を、月4回程度の使用があるか否かにより行っている。

しかし、月4回程度の使用で「専ら」の要件を満たしているとの運用は、明らかに条例及びそれに基づく施行規則の文言と齟齬がある。

⑤ 徴税手続

- 1) 地方税法は、滞納処分の停止について、きちんとした調査や事後の通知等の厳格な手続を要求している。これは、滞納処分の停止が最終的には徴収金の納付等の義務が消滅するという重大な効果を生じさせることに鑑みても、当然のことである。

ところが、県では、滞納処分を停止する際に十分な調査がなされていない事例があり、滞納処分を停止することについて滞納者に通知をしない運用が通常となっている。

このような処理や運用に法的な根拠はない。

- 2) 発生した延滞金につき、納付すべき法的な義務があることはいうまでもない。

ところが、県では、本税が完納された延滞金について積極的な徴収手続をしておらず、本税が完納されていない延滞金も含めて時効消滅させてしまった事例もある。また、延滞金の具体的な発生状況についての把握すらできていない。

このような処理や実態は、県が、法的に発生している延滞金の納付義務について認識が不十分であることの表れであるといえよう。

- 3) 法人が休業した後の法人県民税や、個人が死亡した後の自動車税について、法人代表者や死亡した個人の家族だからといって、当然には納付義務を負うものではない。

ところが、県では、法的な納付義務の有無を十分に調査確認することなく、法人代表者や死亡した個人の家族に対して納税を求めている事例があった。

このような実態は、県が法的な納付義務の有無を厳格に意識していないこと

の表れであるし、仮に納付義務のないものから徴税していた場合には明らかに法律上の根拠がない手続となってしまう。

- 4) これらの徴税手続にあたる徴税吏員には、高度な知識が必要であると共に、極めて大きな権限を有することになるが、現在県では徴税吏員に対する十分な研修等がなされているとはいえない。

4 制度趣旨に沿わない運用など

税に関する制度の中には、その制度趣旨に沿っていない運用や合理的とは思われない実態となっているものがある。具体的には、下記のとおりである。

これも、やはり制度の本来の趣旨を十分に理解せず、あるいは実務の中で都合よく解釈するなどして運用してきた結果であると思われる。

制度の本来の趣旨に沿った運用や合理的な制度運用をすべきは当然であり、今一度各制度の実態の問題点を見直し、改めるべき点は速やかに改めるべきである。

① 自動車取得税・自動車税

身体障害者のために使用される一定の車両について、自動車税等が減免される制度がある。

この制度に基づく減免は、一律に全部減免という取扱いとされているが、この取扱いでは大型乗用車についても全部減免されることになる。しかしながらこのような場合には、身体障害者等の積極的な社会活動の一助となるよう税制上の配慮を加えたものであるという制度の趣旨に沿わない結果となる。

② 軽油引取税

軽油引取税につき、特別徴収義務者に対して交付金を支給する制度がある。この制度の目的は、軽油引取税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するということにあるとされている。

しかし、当然の義務を果たしているに過ぎない特別徴収義務者に対して多額の交付金を支払うという実態は果たして合理的といえるのか疑問がある。そこで、上記目的のために必要で合理的な制度の運用方法や、さらに別の方法を再検討するべきである。

③ ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税につき、特別徴収義務者に対して交付金を支給する制度がある。

この制度についても、軽油引取税における特別徴収義務者に対する交付金制度と同じく、その実態の合理性には疑問があり、本来の目的達成のために必要で合理的な方法について再検討がなされるべきである。

5 経済合理性や効率性等に対する意識が不十分であること

税に関する事務処理等では、非効率と思われる実態や経済合理性が十分追求されていない、あるいは費用対効果について意識されていない状況が散見される。具体的な状況は、下記のとおりである。

経済合理性や効率性はややもすれば見過ごされがちであり、また従前からの事務処理等は無批判に踏襲する姿勢だけでは何ら改善されない。

課税、徴税手続に関しても、コストを抑え、最大限の効果を求めることは当然であり、常に経済合理性や効率性を意識し、積極的に新たな工夫や可能な変更を検討するべきである。

① 法人二税

県税について、多額の負担金等を支出して導入、運用している電子申告システム（エルタックス）がある。しかし、県税トータルシステムとの連携が採られていないために事務手続が却って増加している。そのためか、エルタックスの広報も十分とはいえない。

この状況は非効率であるし、経済合理性にも反している。

② 自動車取得税・自動車税

1) 自動車取得税等の申告書等の精査検算や自動車税の納税証明書の交付についての委託契約は一者随意契約にて締結されているが、これについて合理的な理由は見いだしがたく、経済合理性に反している。

2) 自動車税納税通知書作成契約も一者随意契約にて締結されているが、これについても合理的な理由は見いだしがたく、経済合理性に反している。

6 徴収率アップに向けた積極的な意識が不十分であること

外部監査人から見れば、さらに努力をすれば徴収率アップにつながる対応等がい

くつか考えられる。具体的な対応等は、下記のとおりである。

課税徴税の手続には、全般に従前の事務処理等の踏襲に終始している傾向があり、新たな努力をしてみてもどれほどの変化が得られるのか分からないという消極的な意識も感じられる。

税収が減少している状況の中、少しでも徴収率アップにつながる可能性のある努力は積極的に尽くすべきであり、また課税徴税の公平の観点からも本来納税すべき者に確実に納税させるための対応をすべきは当然である。

① 個人県民税

徴収率アップのためには、特別徴収義務者の指定を増加させることが効果的である。これについて県は一定の対応をしていると説明するが、もっと積極的に取り組むことも可能であり、その姿勢は十分とはいえない。

② 県民税配当割

県民税配当割は、仮に配当等の支払いが確定したにもかかわらず、1年を経過しても支払いがなされなかった場合には、支払いがあったものとみなされて納税義務が発生する。

この点、現在の県の取扱いは、納税がされれば受領するというだけであり、上記のように配当等がなされず、1年の経過によって納税義務が発生しているケースがあるのか否か自体、把握していない。

7 情報管理に対する意識が不十分であること

税に関する情報管理が十分ではない例がいくつか見られた。

これらも、毎年同様の事務処理等を繰り返している中で、意識が不十分になってしまっていたという事情があったと思われる。

税に関する情報が極めて重要なものであり、これを取扱い、管理する立場にあることを十分に認識し、常にその管理を徹底する意識を喚起すべきである。

① 法人二税

県は、送付依頼のあった税理士に対し、前事業年度の税額や予定申告税額等が印刷された状態の申告書用紙を機械的に郵送している。

しかし、申告する法人が、当初送付依頼した税理士に対し、当期も申告手続を依頼するとは限らない。この場合には、それぞれの法人にとって重要な情報が根拠なく第三者に送付されていることになる。

② 自動車取得税・自動車税

自動車税納税通知書作成契約の履行の際、これを受託した業者が県に事前の了承を得ることなく別の業者に再委託をし、重要な個人情報を第三者に交付していた事実が明らかになった。この事実については、県の情報管理に対する意識が高ければ、早期に気づいた可能性があったと思われる。

③ 徴税手続

税の賦課徴収に関するトータルシステムの運用には、情報管理という面でいくつかの問題がある。

まず、各職員にログオンパスワードやアクセスパスワードの変更について指導しているとのことであるが、実際に指導に従って変更しているか否かについて確認をすることが望ましい。

そして、業務グループごとに設定されている業務パスワードは近年変更されていない。これでは、異動した職員が、過去に担当した税目の業務パスワードを入力してこれにアクセスし、データ変更することも可能である。

さらに、離席時にはスクリーンセイバーにするよう指導しているものの、パソコン自体は起動されたままとなっている。また、スクリーンセイバーを解除するときにパスワード入力が必要となるように設定することを指導しているとのことであるが、その設定は各職員に任されているところ、确实、適切な設定がなされているか否かについて確認することが望ましい。

このような情報管理のあり方は十分とはいえない。

第3 おわりに

以上のとおり、県税の賦課徴収事務には、なお改善や再検討等すべき点が存在する。

今後、担当部署がこれらの具体的な点について改善等を行うことはもちろんであるが、外部監査人としては、それ以上に、各事務処理等の意義や重要性、法令に基づいた手続がなされるべきとの当然の要請、経済合理性や徴収率アップ、情報管理

など、いずれも基本的で重要な点に対する意識をしっかりと持ち、よりよい賦課徴収事務を目指していただきたく、期待するものである。

指摘・意見の一覧表

1 個人県民税
① 市町村との連携 <p>(問題点)</p> <p>個人県民税は、原則として、市町村がその個人市町村民税と合わせて徴収している。県は市町村と連携して、まずは市町村における直接的な徴収事務の効率を上げるよう、市町村のうち特に徴収率の悪いところを含めていくつかから、ヒアリングを行っている。</p> <p>しかし、このヒアリングは一市町村にかける時間が短時間にとどまっている。</p> <p>実際に作成されている記録を見ても、詳細で具体的な記録とはいいい難く、事後にその内容についての適否や対応を的確に確認することができるとはいいい難い。</p> <p>そして、このヒアリングの結果やヒアリングの実施後改善事項等は当該市町村に通知されていない。のみならず、市町村の担当者は、異動によって翌年度にはほとんどが入れ替わってしまって前任者からの引継がきちんと受けられていないこともあるようである。これでは、県と市町村との間での問題意識が十分に共有されない結果になってしまう。</p> <p>さらに、ヒアリングをする対象は一部の市町村にとどまっているところ、果たしてそれで十分といえるのかについても疑問がある。</p> <p>(意見)</p> <p><u>県は、真剣にヒアリングによる徴収率アップを図るため、市町村からのヒアリングにつき、さらに時間を拡大するなどして充実したヒアリングを実施すべきである。また、ヒアリング後には該当市町村にヒアリングの結果やヒアリングにおける改善事項等を通知しその内容を共有すると共に、市町村には業務の継続性の重要性を伝えた上で、職員の異動がある場合にはきちんと引継するよう申し入れすべきである。そして、少なくとも数年に一度は全市町村からのヒアリングを実施すべきである。</u></p>
② 短期派遣と地方税法第48条に基づく滞納処分 <p>(問題点)</p>

市町村による直接の徴収事務には、ノウハウや経験の不足、市町村職員と納税義務者との距離が近いために（個人的な面識がある場合もあり得る）厳しい対応が取りにくいなど、一定の限界もある。

（意見）

県は、地方公務員法第17条の県職員短期派遣の制度及び地方税法第48条による直接徴収制度の積極的な活用を働きかけることにより、市町村と連携して徴収事務の効率化を図るとともに徴収率の向上を目指すべきである。

③ 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者の把握について

（問題点）

個人県民税は、県内に住所を有する個人のほか、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者に対しても課せられる。

この点、個人住民税の納税義務者の把握は、市町村による賦課行為の前提ではあるが、県としても課税もれがないよう、市町村との連携強化を図るべきである。

（意見）

県は、市町村に対してヒアリングを実施するなど、納税義務者の把握に対してもっと積極的に具体的な役割を果たすべきである。

④ 特別徴収義務者の指定

（問題点）

市町村は、納税義務者が前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ当該年度の初日に給与の支払いを受けている者については、個人の市町村民税を特別徴収の方法（給与支払者が12回に分割して毎月の給与から差し引いて納める方法）により、徴収することとされている（地方税法第321条の3第1項）。

しかし、現実には、事業者の中で、個人県民税について特別徴収を実施している者は一部となっている。

（意見）

県は、個人県民税の徴収率向上に効果のある特別徴収義務者の指定を増加させるべく、市町村に強く働きかけるとともに、自らもこれに積極的に協力すべきで

ある。

⑤ 延滞金の処理

(問題点)

個人県民税についても、延滞金が発生する。個人県民税についての延滞金は、県の有する債権であり、その徴収が必要であるとともに、これを厳密に徴収することによって全体的な納税意識を上げる効果を生むものと考えられる。

ところが、その延滞金の処理は厳密なものとはなっていない。

(意見)

延滞金も県の有する債権である以上、県としても、市町村に対してヒアリングなどを実施することにより延滞金の徴収もれがないか確認し、市町村の延滞金徴収に積極的に関与する必要がある。

2 法人県民税・法人事業税

① 申告書用紙送付について

(問題点)

法人二税は申告納付制度が採られているところ、申告書用紙は確定申告及び予定申告の時期に先立って県から事前に郵送されている。

この申告書用紙には、県から発送される時点で、法人番号、住所、会社名その他、予定申告用紙の場合前事業年度の税額や予定申告税額等が、すでに印刷されている。

そして、その法人又は関与税理士から一度税理士宛への送付依頼があった場合は、以後県は法人や税理士に事前に確認することなく、上記の申告書用紙を法人ではなく、直接送付依頼した税理士に送っている。

しかし、申告をする法人が、当初送付依頼した税理士に対し、当期も申告手続を依頼するとは限らない。平成21年度に担当税理士以外に申告書用紙が送付されたケースが268件あった。

(指摘)

県は、法人二税の申告書用紙の送付にあたって、送付先に十分注意をすべきであり、仮に税理士に直接送付する場合には当期の申告手続を当該税理士に依頼しているか否かを確実に確認しなければならない。

② 医療法人等の調査

(問題点)

法人事業税について、医療法人（または医療施設にかかる事業を行う農業協同組合連合会）の社会保険診療事業については、非課税とされている。

したがって、医療法人等の法人事業税の確定にあたっては、社会保険診療事業部分と自由診療事業部分の確認が必要である。

しかし、医療法人等については、申告書や損益計算書上の数字の裏付けについて、確認していない状態になっている。このような実情では、課税漏れが懸念される。

(意見)

県は、医療法人等の非課税部分について、直接当該法人等へ出向いて帳簿を確認したり、社会保険事務所等に存在するデータを確認したりするなどして、申告内容の妥当性を検証すべきである。

③ 分割法人について

(問題点)

2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人の場合、法人県民税の法人税割は、課税標準となる法人税額を従業者数を基準に関係都道府県に分割し、分割後の法人税額をもとにそれぞれの都道府県について計算するとされている。また、法人事業税は、課税標準の総額を従業者数等一定の分割基準によって関係都道府県に分割し、分割した額をもとにそれぞれの都道府県について計算することとなっている。

この点外形標準課税法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人〔公益法人、特別法人、人格のない社団、投資法人等を除く〕）については定期的に調査を実施しているものの、それ以外の法人については法人からの申告内容をそのまま受け入れているのみであり、独自に従業者数をチェックしている様子はない。

(意見)

県は、すべての分割法人について調査することが困難であるとしても、一定の税額以上の法人については関係都道府県と情報交換するなどして、定期的に従業者数を確認すべきであるし、必要に応じて直接当該法人への照会も実施すべきで

ある。

④ 公益法人等の減免手続

(問題点)

収益事業を行っていない公益法人、NPO 法人等については、申請により、法人県民税が減免される（徳島県税条例第20条の16第1項）。

この点、上記団体や法人が収益事業を実施しているか否かについて、県は税務署への申告がなされているか否かによって判断をしており、特に独自の確認をすることなくこれに従って処理しているようである。

しかし、税務署からすれば、仮に収益事業を行っていても利益が出ていなければ結局課税することにならないのであるから、すべての公益法人、NPO 法人等について厳密な確認を行っていない可能性がある。

(意見)

県は、公益法人等の減免申請について、独自の調査、確認をすべきであり、一度減免決定をしたとしても、以後定期的な確認等の手続をすべきである。

(問題点)

収益事業を行っていない公益法人、NPO 法人等の減免について、ずっと不申告であった法人に対し県が減免申請書の提出をうながし、結果、過年度に遡って法人県民税均等割が減免されているケースがあり、中には過去に納付された税金を遡って還付しているものもあった。

(指摘)

公益法人、NPO 法人等の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。

(問題点)

収益事業を行う NPO 法人のうち必要があると認められる者は、設立の日（平成16年4月1日以前に設立された法人については平成16年4月1日）以後5年以内に終了する各事業年度のうち収益事業に係る益金の額が損金の額を超えない場合には、申請により、法人県民税均等割が減免される（徳島県税条例第20条

の16第2項)。

この減免申請に関しても、ずっと不申告であった法人に対し県が減免申請書の提出をうながし、結果過年度に遡って法人県民税均等割が減免されているケースがあった。

(指摘)

NPO 法人の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。

⑤ 法人県民税均等割の金額の検証について

(問題点)

法人県民税のうち均等割の部分は、資本金等（資本金＋資本準備金その他）の額によって金額が決められる。

県はこの資本金等の額について、法人が税務署に提出する法人税申告書別表5（1）記載の数字によって把握しているようであり、これ以上の確認手続は特に行っていない。

(意見)

法人県民税均等割の金額の検証については、県自ら貸借対照表を確認するなど、資本金等の額について具体的に調査確認することが必要である。

⑥ 未申告法人の把握

(問題点)

法人のうち、これまで一度も申告をしたことのない法人については、県において独自にその存在を確認する必要がある。

この点、県は定期的に法務局での調査を実施し、新規に登記をした法人についてだけは確認しているとのことである。そして、その確認の具体的な方法は、法務局に赴いて閲覧し、調査票に手書きで記録するというものである。

上記のような方法では、漏れが生じるおそれがある。

(意見)

県は、積極的に不動産取得税や自動車税の登録情報を活用して未申告法人の発

見に努めるべきである。

⑦ 休業法人の取扱い

(問題点)

法人の中には、商業登記簿上は法人格が残っているものの、実際には完全に事業を停止し、すでに事務所や事業所も存在しないような、実体が失われてしまっている法人もある。

県は、このような法人は、事務所、事業所が存在しないのであるから、法人県民税の納税義務が発生しないと解釈している。

その上で、実際の取扱いは、法人から休業届が提出されれば、基本的には書面審査及び法人税の申告状況の確認によってその課税を保留しているとのことであった。そして、課税保留後は特にそれ以外の具体的な手続はとらず、事実上課税をしていない状態が継続するという取扱いとなっている。

(意見)

県は、休業届が提出されても実際に事業停止の事実がなければ納税義務は発生し、他方で休業届が提出されなくても、事業を停止し、事務所や事業所が存在しない場合には納税義務はないという、当然の原則を十分認識し、定期的に現状を調査したり、場合によっては事務所等の現場を訪れたりするなどして、課税漏れとなっていないかどうか確認するとともに、公平な課税も心がけるべきである。

⑧ 更正の通知について

(問題点)

法人事業税については、通常、国税である法人税における所得が課税標準とされる。したがって、法人事業税において申告された所得が、当該法人の法人税の申告書における所得と異なることが発見されたときは、法人事業税の所得割額を更正するものとされている（地方税法第72条の39）。

しかし、更正を行った場合でも、その通知については、所得がプラスであり、したがって法人事業税額が発生している場合には通知を行っているが、所得がゼロあるいはマイナスであり更正の前後において法人事業税額がともに発生しない場合には通知を行っていない。

通常の場合であれば県の対応でも特段不都合の生じる場合はないと思われる。

しかしながら、県が誤って更正した場合、例えば林業所得のように法人事業税は非課税となるが法人税は課税対象となる所得があるため、法人事業税申告書の所得と法人税申告書の所得が相違していることがありうる。そのとき、県が非課税所得がないものと誤認して更正したような場合には、納税者が県の行った更正に対しての異議を申し立てる機会を奪うことになってしまう。

(指摘)

県は、納税者の権利を奪うことのないよう更正を行った場合にはすべて通知をすべきである。

⑨ 電子申告について

(問題点)

県では、平成18年1月16日から「地方税電子化協議会」が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる法人県民税、法人事業税の申告を受付している。

しかしながら、現在県のシステム上、エルタックスと県税トータルシステムとの間でのデータの連携が採られていない。したがってエルタックスで受付けたデータを紙で出力し、その後出力された帳票を県税トータルシステムに入力して処理しており、紙ベースの申告書を受理するより却って事務手続が増加している。これでは、コストに見合った活用がなされているとはいえない。

(意見)

県は、電子申告上のデータをそのままの状態ですべてデータ処理できるシステムを導入すべきであるし、電子申告についてもっと広報し、利用の拡大に努めるべきである。

3 県民税利子割

① 不申告加算金及び延滞金

(問題点)

利子割の徴収について、県税務課は、取扱いにおいて、公社債利子等にかかる不申告加算金及び延滞金について、直前1年分に納付の遅延がない者や、新たに源泉徴収義務者になった者の初回の納期など、一定の場合に徴収しないものとしている。

かかる取扱いに法律上の明確な根拠はなく、結局県税務課は本来発生しているはずの加算金や延滞金を事実上徴収していないということになるが、このような曖昧な取扱いは許されない。

(指摘)

加算金も延滞金も、徴収が大原則であり、徴収困難な場合には適切な手続を経て不納欠損をしなければならないという当然の前提を再認識し、厳密な処理を心掛けるべきである。

4 県民税配当割

① みなし規定による納税

(問題点)

県民税配当割は、株式会社等から配当等の支払いを受ける人が、その株式会社等を通じて納めるものであり、配当等の支払いを行った月の翌月までに申告して納税することが原則である。

しかし、現実には、配当等を決議したものの何らかの事情で株主等が配当等を受領しないケースも多いと思われる。

仮に、配当等の支払いの確定した日から1年を経過した日までにその支払いがなされない場合には、その1年を経過した日においてその支払いがあったものとみなして、納税することとされている(所得税法第181条第2項、第1項)。

この点、現在の県の取扱いは、納税がされれば受領するというだけであり、上記のように配当等がなされず、1年の経過によって納税義務が発生しているケースがあるのか否か自体、把握していない。

(意見)

県は納税手続をする株式会社等を把握しているのであるから、実際に配当等された額と、配当等がなされずにみなし規定によって納税義務が発生している額を照会するなどして確認し、課税漏れ防止に努めるべきである。

5 個人事業税

① 課税対象者の把握

(問題点)

県は、個人事業税の課税に必要な情報を関係税務署から入手し、その情報に基

づいて課税している。

そして、課税対象者が税務署への申告をしていない場合には、県も個人事業税の課税をしていない。

県は、仮に前年度の課税対象者が当年度申告していない場合にも、自ら特段の確認をすることなく、個人事業税を課税しない取扱いにしている。

(意見)

県は、前年度課税対象者について、当年度に申告がない場合にはその具体的な理由について確認すべきである。さらに、県は事業別の個人事業税納付者数を把握しているところ、各事業者団体に照会して同団体に所属している個人事業者数との差を確認し、差があればさらに調査を行うなど課税対象者に漏れがないようにすべきである。

② 事業所得と雑所得等それ以外の収入の区別

(問題点)

個人事業税は、一定の事業がその対象であり、対象事業による収入に対して課税される。したがって、個人事業税の確定にあたっては、対象事業による収入と雑所得等それ以外の収入の確認が必要である。

これに対する県の対応としては、雑所得に該当するか、あるいは事業所得に該当するかは税務署が確認しているため、県では所得区分の判定についての統一的な処理方針を定めていない。個人事業税の課税にあたって担当者が雑所得について疑義を感じた場合には、追加で詳細を確認することにより判定しているとのことであった。

しかし、県における対応は十分とはいえず、課税漏れが生じる余地がある。

(意見)

県は、一定金額以上の雑所得について内容の照会を行うなど、一定の指針を作成して、課税の漏れが生じないようにすべきである。

③ 医業等の調査

(問題点)

個人事業税について、医業または歯科医業を行う者の社会診療報酬事業については、非課税とされている。

したがって、医業等の個人事業税の確定にあたっては、社会保険診療事業部分と自由診療事業分の確認が必要である。

この点、県は一定の場合には社会保険診療収入等について、課税対象者に照会をしているようである。

しかし、その内容は極めて概括的であり、しかも、具体的な資料の添付は要求していない。

また、県は医院等に出向いて直接帳簿等を確認するなどの調査は行っておらず、社会保険事務所等に存在するデータを何らかの方法で確認するなどの方法もとっていない。

(意見)

県は、医業等の非課税部分について、具体的な資料の添付を求めたり、社会保険事務所等関係機関に存在するデータとの整合性を確認したり、定期的に医院等へ出向いて調査したりするなど、客観的に調査確認等する方法を策定実施し、課税漏れ防止に取り組むべきである。

6 不動産取得税

① 申告手続の実情について

(問題点)

不動産取得税は、不動産取得の日から60日以内に申告しなければならないとされている(県税条例第20条の27第1項)。

しかし、この申告義務については十分な周知がなされておらず、県から通知をして事後的に申告を促しているのが実情で、その結果、期限内の申告がなされる例はほとんどないとのことである。

他方、不動産取得税については、一定の住宅や住宅用土地を取得した場合に軽減される措置がある。これらの軽減措置を受けるためには、上記の期限内に申告することが前提とされている。

ところが、実際には、期限内の申告手続がなされていなくても、軽減措置を認めているようである。

このように申告義務を有名無実なものとし、不申告に対するペナルティーを課さない取扱いは、不申告を助長し、課税漏れが生じるおそれがある。

<p>(意見)</p> <p>県は、申告義務については、不動産の取得手続に関与することの多い不動産業者や建築業者、金融機関、司法書士などに対しても協力を依頼するなど積極的に周知を行うべきである。</p> <p>その上で、軽減措置の的確な取扱いを行い、さらには不申告に対する過料の適用を検討するなどし、期限内申告を徹底させるよう努めるべきである。</p>
<p>② 「取得」の事実の把握について</p>
<p>(問題点)</p> <p>不動産取得税は、不動産を取得した人に対して課せられるものであるところ、課税にあたっては「取得」の事実を把握することが必要である。</p> <p>この点、他者からの売買による取得等、承継取得の場合には、法務局から登記データの提供を受けて「取得」の事実を把握している。また、建物の新築等、原始取得の場合には、市町村から情報提供をしてもらっている。しかし、このような方法のみで果たして「取得」の事実の把握が十分といえるのか、疑問がある。</p> <p>実際に、従前の不動産取得税に関する資料を確認したところ、原始取得の事実が把握できておらず、その結果不動産取得税が時効により課税できなかったケースや、未登記などのために承継取得の事実が把握できずに課税漏れとなっていたケースなども散見された。</p> <p>そして、時効によって課税できなかったケース等について、県では特に集約、検証等がなされている形跡はなかった。</p>
<p>(意見)</p> <p>「取得」の事実を把握できず課税漏れとなってしまう従前のケースの原因を検証し、これを踏まえて市町村と協議、連携して、以後課税漏れが発生しないような具体的な対策や把握の方法を検討すべきである。</p>
<p>7 県たばこ税</p>
<p>① 納税義務者に対する調査</p>
<p>(問題点)</p> <p>県たばこ税は、たばこ製造者等が小売販売業者や消費者へ売り渡し等した場合に発生するが、納税すべき先は小売業者の営業所等が所在する都道府県である。</p>

したがって、製造されたたばこが実際にどの県で販売されたのかは各都道府県の歳入にとって非常に重要である。

この点、県が県たばこ税について行っている調査の内容は、申告本数合計（つまり各都道府県での申告本数の合計数）と製造者が本店所在地の都道府県に報告している合計本数の整合性を見るというものである。

これでは、本来は徳島県にて販売されているはずの本数が、他県にて販売されているかのような申告がなされていても、一切確認できない。

県たばこ税の納税義務者数は決して多くはないところ、例えば一定の周期で納税義務者数に対する個別の照会を行う、場合によってはその際に一定の資料の提示を求めるなどの形で調査を実施することは決して困難ではない。そして、このような調査の実施により、納税義務者側が正確な納税すべきとの意識を持つようになることも期待できる。

（意見）

県は、従前の合計本数の比較だけの調査にとどまるのではなく、個別具体的な調査を検討し、実施すべきである。

8 ゴルフ場利用税

① 納税義務者に対する調査

（問題点）

ゴルフ場利用税について、県は、定期的にゴルフ場へ赴いて調査を行っているようである。

しかしその具体的な調査の内容は、2週間くらい前に事前連絡をした上で、毎回決まった資料を閲覧するというものである。そして、閲覧する資料は受付表や非課税利用申出書などにとどまっており、ゴルフ場の売り上げや税務申告に関係する書類等は確認していないようである。

（意見）

県は、ゴルフ場の調査にあたっては、売り上げや税務申告に関係する書類を見るなどして、厳正な調査をすべきである。

② 特別徴収義務者に対する交付金

（問題点）

県は、規則を制定し、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対して交付金を支払っている。

この交付金制度は、ゴルフ場の経営者団体からの強い要望に基づき導入された制度であり、その目的は、ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するという点にあるようである。

しかし、ゴルフ場利用税の最終的な負担者はゴルフ場利用者であり、特別徴収義務者は利用者が負担することになるゴルフ場利用税を一次的に預かって納めているに過ぎず、極めて当然の義務を果たしているにすぎない。にもかかわらず、県から特別徴収義務者に交付金を支払う必要があるのか、疑問がある。

(意見)

県は、ゴルフ場利用税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの交付金制度を維持するのか否かについて、再検討すべきである。

9 自動車取得税・自動車税

① 課税保留の手続

(問題点)

自動車税は、本来道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によって課税される所、県は、車体検査の有効期限を6ヶ月以上経過した自動車に対する課税を保留にするという取扱いをしている。

この取扱いについて、県は、以下の総務部長通達に基づくものであると説明する。

『所在が不明の自動車

自動車の所在が不明のもので車体検査の有効期限を六月以上経過した自動車のうち、近隣者、当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査を行っても自動車の所在が不明と認められるものは、課税を保留する。』

しかし、実際の課税保留の取扱いは、上記総務部長通達に明らかに反している。

具体的には、上記総務部長通達で要件とされている「近隣者、当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査」がなされている形跡はなく、「自動車の所在が不明」であることの確認がなされていない。

(指摘)

県は、自動車税の課税保留の手続の際には、上記総務部長通達が存在する以上その要件を厳格に守るべきである。

② 身体障害者等への減免手続

(問題点)

自動車取得税、自動車税は、身体障害者の運転する自動車等に対しては、申請により課税が減免される（実際には全部減免のみであり一部減免はない）。

減免申請にあたって、「専ら」身体障害者のための用途に供されていることが要件となっているものがあるが、県は、「専ら」の要件を満たしているかの判断を、月4回程度あるか否かにより、行っているとのことであった。

しかし、月4回程度の使用で「専ら」の要件を満たしているとの運用は、明らかに条例及びそれに基づく施行規則の文言と齟齬がある。

(意見)

県は、月4回程度の使用をもって条例及びそれに基づく施行規則の「専ら」の要件を満たしているとするが、この判断は合理的といえない。条例及びそれに基づく施行規則と運用の齟齬の解消に努めるべきである。

(問題点)

減免申請の手続では、障害者手帳の原本の提示を求め、受付を担当した職員が、減免申請書の「手帳番号」「障害等級」等の記載内容を原本で確認しているとのことである。

しかし、減免申請書には受付担当職員の押印をする欄が1ヶ所あるものの、それとは別に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄ではなく、受付に際して確実に原本確認されているか否か、必ずしも明らかではない。これでは、原本の確認漏れも否定できない。

(意見)

県は、減免申請書に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄を設けるなどして、確実に原本確認がなされるような手順に改めるべきである。

(問題点)

障害者本人運転の場合には、一度減免申請した以降の年度については、現況確

認の往復はがきを送付し、返送されるはがきの内容によって確認しているとのことである。そして、はがきが返送されない場合には、個別に電話をして現況を確認しているとのことであった。

しかし、はがきの内容だけで正確な使用状況が確認できるとは考えがたい（返送されるはがきに記載してもらうのは自動車の登録番号、住所氏名等、免許証の有効期限だけである）。

（意見）

毎年の来庁は障害者本人に負担が大きいことは理解できるが、ある程度の年数おきに来庁を依頼して直接使用状況等を確認するなど、もっと正確な使用状況の確認方法を検討すべきである。

（問題点）

障害者本人運転の場合には、一度減免申請した以降の年度については、現況確認の往復はがきを送付し、返送されるはがきの内容によって確認しているとのことであり、はがきが返送されない場合には個別に電話をして現況を確認しているとのことである。この電話確認の内容は、調査リストに記録する扱いになっているようであるが、実際に残されている記録リストの内容は極めて不十分である。

具体的には、電話をした日時等が記載されていない、具体的な記載内容は前後の経緯を知っている者以外の第三者が見れば全く理解できない内容となっている、記載に代えて別の書面が綴じられているだけとなっている、鉛筆書きになっているなどの記録が散見される状態であった。

（意見）

電話確認の記録は、税の減免という重要な手続に関わるものであることを十分認識し、形式面、内容面共に厳密で客観的な記録の作成を心掛けるべきである。

（問題点）

減免の金額について、条例上は減免となっているものの実際には申請に対して要件を具備する以上、大型乗用車であっても全部減免されることになっている。

身体障害者等への減免制度は、身体障害者等の積極的な社会活動の一助となるよう税制上で配慮を加えたものであるところ、大型乗用車に対してまで全部減免するという現行の取扱いは一般的な県民感情にそぐわないものであると思われる。

<p>る。</p>
<p>(指摘)</p> <p><u>自動車税について、一律に全部減免とするのではなく、一部減免の制度も取り入れて、減免制度の弾力的な運営を図ることを検討すべきである。</u></p>
<p>③ 社会福祉法人等の自動車税の課税減免</p>
<p>(問題点)</p> <p>社会福祉法人等が所有あるいは使用する自動車のうち、専らその本来の事業の用に供するものに対しては自動車税が課されない。</p> <p>この点一度申請がなされて減免されれば、翌年度以降の自動車税について何らの確認もせずに減免とされることになる。</p> <p>しかし、社会福祉法人といってもその車両が事後に他目的で使用される可能性は否定できない。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>社会福祉法人の自動車についても、使用目的等減免の要件を満たしているか定期的に確認するべきである。</u></p>
<p>④ 県外ナンバー車両に対する対応</p>
<p>(問題点)</p> <p>自動車税は、県内に主たる定置場のある自動車所有者に課税される。</p> <p>そして実務上は、道路運送車両法の規定に基づいて登録されている住所を基準に課税がなされている。</p> <p>しかし、実際には他県で自動車を取得し、その後県内へ住所を移転したものの、登録住所を変更せず、県外ナンバーのままその自動車を使用しているケースが多数存在する。このようなケースは、県内に主たる定置場を移しているはずであるから、本来は本県において自動車税の課税対象者になるはずであるが、課税できない事態となっている。このような状態が望ましくないことは明らかである。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>実際の課税は、道路運送車両法の規定に基づいて登録されている住所を基準に行われることから、県が直接課税対象者に対し、登録変更を指導することは困難であるが、少なくとも県は、住所変更を行い主たる定置場所を移した場合には、</u></p>

車両の登録住所を変更すべきことを広く伝え、啓発すべきである。

⑤ A 協会との契約関係

(問題点)

自動車取得税及び初回の自動車税の納付は、自動車税証紙の購入という形で納税される。県は、この自動車税証紙の「証紙売りさばき人」及び自動車税証紙の代用納付方法である自動車税証紙代金収納印の押印を行う「証紙代金収納計器取扱者」として、A 協会一者を指定し、さらに、この A 協会と、「自動車取得税及び自動車税に係る申告書等の精査検算業務並びに自動車税の納税証明書（継続検査用）の交付業務」についての委託契約（以下「本委託契約」という）を、一者随意契約にて締結している。

これにより A 協会は、証紙売りさばき人及び証紙代金収納計器取扱者として、県から証紙売りさばき手数料（現在は証紙売りさばき手数料は取扱いがないため発生していない）及び証紙代金収納計器取扱手数料を受け取り、かつ本委託契約に基づく委託料を受け取っている。

本委託契約は、昭和 58 年からずっと一者随意契約にて締結されているが、このような契約について、競争原理が働かず、したがって経済合理性の追求がなされない一者随意契約にて締結することは、疑問がある。

また、本委託契約の業務を行ううえで証紙代金収納計器の取扱いは不可分に発生する作業であり、いわば一連の作業といえる。この一連の作業に対して実際は上記のとおり A 協会が、証紙代金収納計器取扱者としての手数料と本委託契約に基づく委託料を受け取っており、その金額は合計 27,736,225 円にも上る。

(指摘)

県は、同一業者に対し委託料に加えて証紙代金収納計器取扱者としての手数料を支払うにしてもその額はかなりの低額とすべきである。さらには、証紙や証紙代金収納計器を使用しない方法やその他入札による契約締結が可能な事務処理を具体的に検討し、早期に入札による契約締結への移行をすべきである。

⑥ 自動車税納税通知書作成契約について

(問題点)

県は、自動車税納税通知書作成契約を、A社との間で昭和40年代から一者随意契約にて締結している。

自動車税納税通知書作成契約の委託料は一者随意契約にて締結するには高額であり、その妥当性には疑問がある。

(指摘)

自動車税納税通知書作成契約については、より多くの参入を得られるような工夫を行い、今後も継続的に入札等を導入すべきである。

(問題点)

自動車税納税通知書作成契約では、県からA社に対して自動車税の課税に関する情報がデータで交付され、A社はそれをもとに通知書等を印刷し、封入封緘し、納品する。

このように、A社は極めて重要な個人情報を取り扱う立場となることから、契約上数々の義務を負担している。

ところが、A社は平成21年度の自動車税納税通知書作成について、封入封緘方式に対応することができないという理由から、その大半の作業を県外の業者に再委託していた。

再委託については、県に事前の了承を得るという手続は一切とられなかったし、事後的な報告もなされていなかった。

A社の処理に問題があったが、外部監査人が調査確認するまで事態を認識すらしていなかった県の対応も問題があった。

(指摘)

県は、特に課税等高度な個人情報については、その管理を徹底するとの意識を持ち、委託契約に伴って外部に情報を交付する際には厳密な確認や対応が必要である。

9 軽油引取税

① 他県納税義務者の調査

(問題点)

軽油は、基本的には特約業者から石油製品販売業者へ現実の納入行為がある場合に課税されるが、その中で他県在住の特約業者から徳島県への納税義務が発生

するケースがある。

この点、県内の特約業者については定期的に実地調査を行い、申告内容の妥当性を検証しているが、他県在住の特約業者の申告内容については、特段のチェックがなされていない。軽油引取税の申告については、他県での申告内容がシステム上確認できるようになっており、また、各種不一致リストが出力されているが、その情報量が多く、しかも、データの中に、原因の追究が非常に困難な不一致や、記入者による単純な記載誤りを原因とする不一致等が含まれていることから、出力されたものをそのままファイルしている状況である。

しかし、これでは課税漏れの危険は否定できない。

(意見)

軽油流通情報管理システムの運用には、毎年度約400万円弱の費用が発生している。県は、この費用を無駄にしないためにも存在するシステム上の情報を有効活用し、他県納税義務者の調査を実施すべきである。

② 特別徴収義務者に対する交付金

(問題点)

県は、規則を制定し、軽油の特別徴収義務者に対して交付金を支払っている。

この交付金制度の目的は、軽油引取税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するという点にあるようである。

しかし、軽油引取税の最終的な負担者は消費者であり、特別徴収義務者は消費者が負担することになる軽油引取税を一次的に預かって納めているに過ぎず、極めて当然の義務を果たしているにすぎない。にもかかわらず、県から特別徴収義務者に交付金を支払う必要があるのか、疑問がある。

(意見)

県は、軽油引取税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付金の交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの制度を維持するのか否かについて、再検討すべきである。

③ 軽油引取税の免税等に係る手続

(問題点)

軽油引取税は、船舶の動力源や農業、林業用の機械の動力源に軽油を使用する

場合など、法令に定められた特定の用途に使用される軽油については、一定の手続を受けることにより、軽油引取税の課税が免除される。

このような免税を受けられる軽油の使用者には、県から免税証が交付される。そして、免税軽油使用者が実際に免税対象となる目的のみに使用しているか否かについては、報告書を提出してもらうことで確認する取扱いとなっている。

この点、徳島県税事務処理要綱では、この報告書の提出手続を簡素化している。例えば、農業用の機械の動力源に使用する軽油に関する免税については、レシートの提出だけでよいとされている。

しかし、軽油引取税の免税については、事後的な使用の実態の確認こそが課税漏れを防ぐもっとも有効な手段であるのであるから、安易に報告書の提出手続を簡素化するのは問題である。

また、報告書の内容について、具体的な裏付け資料の提示を求める、あるいは個別に聞き取り等調査をするなど、確認の手続をとっている様子はない。

さらに、実際に免税証の発行状況を確認したところ、免税証を森林組合名義や漁業組合（あるいは組合代表者）名義で発行されているケースが散見された。これらのケースでは、軽油をまとめて購入して各組合員の使用量を取りまとめて報告するという形式を採っている。しかし、このような形式であれば、なおさら正確な報告がなされているのかどうか、疑問が残る。

また、軽油を保管するタンクを管理している組合ならまだしも、このようなタンクを管理していない組合についても、組合代表者名義でまとめて購入しているケースがあり、このような形式で免税を認めてよいのか、疑問がある。

(指摘)

軽油引取税の免税等の手続はたぶんに形骸化しており、このような実情では課税漏れが発生するおそれがあることから、県は今一度その手続を見直し、報告書の形式や調査方法等をもっと充実させるべきである。

④ 在庫差についての調査報告書

(問題点)

県は、特別徴収義務者から、毎月の軽油の在庫量の変動について報告書を提出してもらっている。

しかし、県がこの内容をきちんと確認しているのかどうか、強い疑問がある。
この点、外部監査人が一部の報告書の内容を確認したところ、毎月のように実在庫量が帳簿在庫量よりも大きく上回っている特別徴収義務者がいた。そして、このような不自然な内容に対して、県が特段確認を行った様子はなかった。
これではこのような報告書の提出を求めている意味がない。

(意見)

県は、提出される在庫量に関する報告書をきちんと確認し、不自然な点があればさらに具体的な調査をすべきである。

10 徴税手続

① 事務分担及び管理

(問題点)

徴税手続は、各地区ごとにその担当者が割り当てられている。そして、各担当者は自分の担当地区における様々な種類の税全般につき、徴税手続事務を処理している。

その処理については、各担当者の判断に委ねられている部分が多い。

県は徴税手続の状況を、担当者及びその上司、管理者の3名によるミーティングを開いて進行管理をしていると説明する。

しかし、このような個別のミーティングだけで、課内全体での分析会議がなされている様子はない。

また、個別のミーティングにおいて担当者等が作成しているメモの内容を確認しても、どのような報告、分析、検討、対応がなされているのかが十分に確認できないし、具体的に問題点を議論したり事後の徴収方法について検討したりした形跡はうかがわれない。

このような管理の状況では、県全体の徴税手続が統一的に、また遺漏なく処理されているのか、十分に確認できない。

(意見)

地区ごとに事務を分担する以上は定期的に全体的な会議を開いたり議論の内容を統一的に記録したりするなど、情報をきちんと管理する態勢や手続を整える必要がある。

② 記録の作成、管理

(問題点)

徴税手続に関連した記録の作成、管理には不十分な点が見受けられる。

また、滞納処分の停止や資力調査に関する記録では、そもそも照会結果の書面が残されていないなかったり、銀行調査はわずか四行に対する照会結果しかなかったり、保険やその他の財産についてどのような調査をしたのかがまったく記載されていないなかったり、一部については「未回答」という結果しか残していないなかったりしている例もあった。このように記録の作成、管理としては不十分であり、当時の処理の是非を事後的に確認することがまったく意識されていない。

(意見)

これらの事情に鑑みても、徴税手続について記録を作成し、管理することは極めて重要であって、県はこの重要性を十分に認識し、円滑な事務引継ぎ及び事後的に処理の是非が確認できるような記録の作成及びその管理を徹底すべきである。

③ 滞納処分等の手続

(問題点)

県の徴税手続では、滞納処分の停止や欠損処分に際して、必ずしも厳密で慎重な処理がなされているとはいえない。

滞納処分の停止は、その要件が明確に定められ、かつ滞納処分停止の継続によって徴収金の納付等の義務が消滅するという重大な効果を発生させることに鑑みれば、滞納処分の停止をする場合には、上記の要件に該当しているか否かについてきちんと調査確認をする必要がある。ところが、実際の手続でなされている調査は不十分という他はない。

また、滞納処分を停止する際には、その旨を滞納者に通知をしなければならない（地方税法第15条の7第2項）。ところが、実際の手続では、このような通知はなされていない。

さらに、県では即時欠損をする場合の明確な基準が作られておらず、即時欠損を行っている例があった。

(指摘)

県は、滞納処分の停止等については地方税法の趣旨を十分に理解して法に基づいた厳格な手続をすべきであり、即時欠損についても慎重な判断をするための統一的な基準を設けるべきである。

④ 延滞金の処理

(問題点)

県の徴税手続では、本税の徴収がなされればよしとして、その反面延滞金についてはあいまいな処理がなされている事例が少なからず見受けられた。

例えば、具体的な滞納事案に対する処理の中で、本税については長期分割による納付を求めているものの、延滞金については事実上納付を求めず、その結果延滞金の納付義務が時効により消滅してしまっている例があった。

また、本税が納付された後に残存している延滞金については、まず、「未納延滞金のお知らせ」と題する通知を送付し、それでも納付がない場合は1度だけ催告書を送付しているにとどめている。そして、延滞金のみが残っている事案に対して、差押え等の手続に及んだことはない。このような処理では、滞納者は本税を納付したことですべての納税義務を果たしたという意識を持ってしまい、延滞金の納付義務が残っていると自覚できないことになる。

そして、延滞金については本税の納付があった時点でその額が調定されるという取扱いのため、本税が未納となっている延滞金の額は表面化しない。こうして表面化せず、結局調定もされず、納付もされなかった延滞金は、不納欠損処分もされない。したがって、県は、実際には本税が完納されていないため表面化していない延滞金がいくらあるのか把握できない結果となっている。

(指摘)

県は、このような延滞金の存在意義等に鑑み、これをきちんと徴収するべきとの意識を明確に持ち、法的に発生した延滞金についてはすべて把握し、かつその納付状況を集約すべきである。

⑤ 納税義務者の確認

(問題点)

県の徴税手続では、事情の変更があった場合に厳格な納税義務者の確認がなされず、本来納税義務者でない者に納税を求めていたケースがあった。

(指摘)

県は、厳格な納税義務者の把握を徹底すべきであり、間違っても納税義務者でない者に納税を求めることがないようにすべきである。

⑥ 徴税吏員の資格と権限

(問題点)

徴税吏員とは、道府県知事から委任を受けた道府県職員のことであるが（地方税法第1条第1項第3号）、実務的には徴税担当になった職員が、内部的な辞令によって徴税吏員の資格を取得することになる。この徴税吏員の権限は極めて大きく、多岐にわたっている。したがって、徴税に関して必要な知識等は相当高度なものであり、かつ決して容易に習得できるものではない。

このように高度な知識等を要求され、また極めて大きな権限を有することとなる徴税吏員については、手厚い研修等により必要な知識等を正しく習得させ、誤った権限の行使がなされることのないような態勢を整える必要がある。

ところが県では、新たに徴税吏員になった職員は、年4回（のべ日数7.5日）程度の研修を受けることで、その知識等を得ることとされている。しかし、この程度の研修等で、必要な知識等が正確に習得できるとは考えがたい。

(意見)

県は、徴税吏員の行使しうる権限の大きさに鑑み、新任徴税吏員に対する手厚い研修を行い、必要な知識等を正しく習得するうえで十分な態勢を整えて、真の徴税吏員にふさわしい職員を養成すべきである。

⑦ 税の賦課徴収に関する情報の管理

(問題点)

県職員には一人一人に行政事務用パソコンが割り当てられており、税務課職員はこのパソコンを使用して県税トータルシステムに接続している。

そして、このシステムを利用すれば、税務課職員のパソコンからはすべての税（そのパソコンを使用している職員が担当している税だけでなく）に関する情報を見ることができる。

しかし、このシステムの運用には以下のような問題がある。

第一に、県職員には、行政事務用パソコンに設定されているログオンパスワード

ドを各職員において定期的に変更するよう指導しているとのことである。また、税務課職員には、県税トータルシステムへの接続の際に必要なアクセスパスワードを各職員の異動の際に変更するよう指導しているとのことである。これらの点については、実際に指導に従った変更がなされているか否かについて何らかの形で確認をすることが望ましい。

第二に、県税トータルシステムでは、業務グループごとにパスワードが設定されているが、この業務パスワードは近年変更されていない。これでは、他の税目担当へ異動した税務課職員が、過去に担当した税目の業務パスワードを入力してこれにアクセスし、データ変更することも可能である。このようなことはしてはならないルールになっているとのことではあるが、情報管理を職員のモラルに依拠してしまっている状態には問題がある。

第三に、税務課職員には、離席時にはスクリーンセイバーにすること、スクリーンセイバーを解除するときパスワード入力が必要となるように設定することを指導しているとのことである。しかし、これではパソコン自体は起動されたままとまっているため、情報管理として不十分である。また、スクリーンセイバーに切り替わるまでの時間や解除時のパスワード入力の要否についての設定は各職員に任されているところ、これが確實、適切に設定されているか否かについて何らかの形で確認することが望ましい。

これらの県税トータルシステムの具体的な運用を見るに、情報管理に対する意識が十分とはいえない。

(意見)

県は、税の賦課徴収に関する情報管理の重要性を十分に認識し、近年変更が実施されていない業務パスワードについては定期的に変更し、離席時にはパソコンの電源を落とすよう徹底し、さらに職員が使用するパソコンの各パスワードの定期的な変更やその他適切な設定がなされているか否かについて確認するなど、情報管理態勢を徹底すべきである。